

令和8年度第2回文京区地域福祉推進協議会障害者部会次第

令和8年7月6日（月）午後2時から午後4時まで
文京シビックセンター3階障害者会館会議室A・B

1 開会

2 議題

(1) 現行障害者・児計画の実績報告について

【資料第1号】

(2) 次期障害者・児計画の主要項目と方向性（案）について

【資料第2号】

(3) 次期障害者・児計画の体系・事業（案）について

【資料第3号】

3 その他

事業名	居宅介護（ホームヘルプ） ◇								事業番号	1-1-1	
事業概要（P）	介護が必要な障害者・児に対して、自宅で入浴・排せつ・食事等の身体介護、調理・掃除・洗濯等の家事援助及び通院等の介助を行い、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援します。										
担当	障害福祉課、予防対策課										
数値目標名（P）（D）	単位	令和5年度実績	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
居宅における身体介護実利用者数	人	213	211	243	115%	219	271	124%	227		
居宅における身体介護延利用時間	時間	16,266	15,403	19,626	127%	15,987	24,499	153%	16,571		
家事援助実利用者数	人	156	145	172	119%	147	179	122%	149		
家事援助延利用時間	時間	8,111	7,975	8,540	107%	8,085	9,249	114%	8,195		
通院等介助実利用者数	人	72	76	79	104%	77	80	104%	78		
通院等介助延利用時間	時間	3,264	3,420	3,329	97%	3,465	3,615	104%	3,510		
	成果・評価（D）（C）					次年度における取組等（A）					
令和6年度	令和5年度と比較して、身体介護、家事援助及び通院等介助について、利用者数および利用時間ともに増加しました。					引き続き、個々の障害状況を勘案し、適切なサービス支給を行っていきます。					
令和7年度	令和6年度と比較して、身体介護、家事援助及び通院等介助について、利用者数および利用時間ともに増加しました。					引き続き、個々の障害状況を勘案し、適切なサービス支給を行っていきます。					

事業名	重度訪問介護 ◇								事業番号	1-1-2	
事業概要 (P)	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で、常に介護を必要とする人に、自宅における入浴・排せつ・食事の介護・調理・掃除・洗濯等の家事やその他生活全般にわたる援助、外出時における移動支援等を総合的に行い、自立した日常生活や社会生活を支援します。										
担当	障害福祉課、予防対策課										
数値目標名 (P) (D)	単位	令和 5年度 実績	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
実利用者数	人	23	22	21	95%	22	22	100%	22		
延利用時間	時間	93,876	88,242	94,210	107%	88,242	97,569	111%	88,242		
	成果・評価 (D) (C)						次年度における取組等 (A)				
令和6年度	令和5年度に比べて利用者数は減少しましたが、利用時間は増加しました。既存の利用者に加えて、身体状態の悪化等により支給量を増加する方や、介護保険の上乗せ支給等の新規利用者の影響も考えられます。						引き続き、来年度も重度障害者の家族や医療・介護の関係機関との連携を図りながらサービスを支給することで、重度障害者が地域で自立した日常生活を営めるよう支援していきます。				
令和7年度	令和6年度に比べ利用者数、利用時間ともに増加しました。既存の利用者に加えて、身体状態の悪化等により支給量を増加する方や、介護保険の上乗せ支給等の新規利用者の影響も考えられます。						引き続き、来年度も重度障害者の家族や医療・介護の関係機関との連携を図りながらサービスを支給することで、重度障害者が地域で自立した日常生活を営めるよう支援していきます。				

事業名	同行援護 ◇								事業番号	1-1-3	
事業概要 (P)	視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等について、外出時において当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜を図ります。										
担当	障害福祉課										
数値目標名 (P) (D)	単位	令和 5年度 実績	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
実利用者数	人	83	87	91	105%	89	101	113%	91		
延利用時間	時間	25,471	24,012	26,257	109%	24,564	30,636	125%	25,116		
	成果・評価 (D) (C)						次年度における取組等 (A)				
令和6年度	令和5年度と比較して、利用者及び利用時間数ともに増加しました。新型コロナウイルス感染症の収束に伴い、外出する機会が増加したものと考えられます。						引き続き、視覚障害者が安心して日常生活を送ることができるよう、適切なサービス支給を行っていきます。				
令和7年度	令和6年度と比較して、利用者及び利用時間数ともに増加しました。視覚障害者の社会参加や地域活動への参加機会が広がったことに加え、日常的な買い物や通院等の外出支援ニーズが高まったことによるものと考えられます。						引き続き、視覚障害者が安心して日常生活を送ることができるよう、適切なサービス支給を行っていきます。				

事業名	行動援護 ◇								事業番号	1-1-4	
事業概要 (P)	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等で、常に介護を必要とする人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、その他行動する際の必要な援助を行い、自立した日常生活や社会生活を支援します。										
担当	障害福祉課、予防対策課										
数値目標名 (P) (D)	単位	令和5年度実績	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
実利用者数	人	6	4	8	200%	5	8	160%	6		
延利用時間	時間	1,252	436	1,845	423%	536	1,450	271%	636		
	成果・評価 (D) (C)						次年度における取組等 (A)				
令和6年度	昨年度より実利用者と延利用時間ともに増加し、目標に達しています。これは、行動援護の対象となる障害者が増えたことや、新型コロナウイルス感染症が収束し外出を行う利用者が増えたこと等の理由が考えられます。						引き続き、強度行動障害のある利用者の社会参加を促すために、サービス提供事業所と連携を図り、近隣区の事業者情報の提供や区内においても行動援護サービスを利用できるよう支援をしていきます。				
令和7年度	目標には達しているものの、昨年度と比較して実利用者数は変化が無く延利用時間は減少しています。これは、区内に行動援護を提供する事業所が多くないことによるヘルパー不足等の理由が考えられます。						引き続き、強度行動障害のある利用者の社会参加を促すために、サービス提供事業所と連携を図り、近隣区の事業者情報の提供や区内においても行動援護サービスを利用できるよう支援をしていきます。				

事業名	重度障害者等包括支援 ◇								事業番号	1-1-5	
事業概要 (P)	常時介護を要し、その介護の必要の程度が高く、意思疎通を図ることに著しい支障のある障害者・児に対して、居宅介護その他の支援を包括的に行うことにより、身体能力や日常生活能力の維持を図ります。										
担当	障害福祉課、予防対策課										
数値目標名 (P) (D)	単位	令和 5年度 実績	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
実利用者数	人	0	1	0	0%	1	0		1		
延利用時間	時間	0	4,968	0	0%	4,968	0		4,968		
	成果・評価 (D) (C)						次年度における取組等 (A)				
令和6年度	令和5年度と同様に、利用実績がありませんでした。本サービスは対象者が限られており、また、ほとんどの場合、他事業の利用でニーズが満たされることから、利用に至らないことが要因です。						利用希望があった場合、サービス提供体制の確保に課題がありますが、円滑な支援を行うことができるよう、引き続き取り組んでいきます。				
令和7年度	令和6年度と同様に、利用実績がありませんでした。本サービスは対象者が限られており、また、ほとんどの場合、他事業の利用でニーズが満たされることから、利用に至らないことが要因です。						利用希望があった場合、サービス提供体制の確保に課題がありますが、円滑な支援を行うことができるよう、引き続き取り組んでいきます。				

事業名	生活介護 ◇							事業番号	1-1-6		
事業概要 (P)	常に介護を必要とする障害者に、昼間において、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動の提供等の支援を行い、日常生活能力の維持・向上を図ります。										
担当	障害福祉課、予防対策課										
数値目標名 (P) (D)	単位	令和 5年度 実績	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
実利用者数	人	297	301	306	102%	306	307	100%	311		
延利用日数	日	67,074	68,628	68,860	100%	69,768	69,043	99%	70,908		
	成果・評価 (D) (C)						次年度における取組等 (A)				
令和6年度	実利用者数が微増、延利用日数は前年度を上回り、目標を達しています。これは、特別支援学校等の生徒が卒業して生活介護事業所への通所を開始したことが理由の一つとして考えられます。						区内の一部の生活介護事業所は定員に達してはいないものの、医療的ケアが必要な方、重度の行動障害がある方の利用は困難な状況となっています。ニーズに対して支援が確保できるよう、事業所と連携し取り組んでいきます。				
令和7年度	昨年度と比較して実利用者数と延利用日数いずれも増加していますが、延利用日数については目標に達していません。これは、高齢化による体力の低下や障害の重度化が進む中、日中支援型のグループホームが増加し、利用者の状態や体調に応じて通所の有無を選択できる環境が整ってきていることが理由の一つとして考えられます。						区内の一部の生活介護事業所は定員に達してはいないものの、医療的ケアが必要な方、重度の行動障害がある方の利用は困難な状況となっています。ニーズに対して支援が確保できるよう、事業所と連携し取り組んでいきます。				

事業名	療養介護 ◇								事業番号	1-1-7	
事業概要 (P)	医療及び常時の介護を必要とする障害者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行い、また、医療を提供することで、身体能力や日常生活能力の維持・向上を図ります。										
担当	障害福祉課、予防対策課										
数値目標名 (P) (D)	単位	令和 5年度 実績	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
実利用者数	人	13	14	13	93%	14	13	93%	14		
延利用日数	日	4,757	4,927	4,535	92%	4,927	4,744	96%	4,927		
	成果・評価 (D) (C)						次年度における取組等 (A)				
令和6年度	利用者数の増減はなかったが、利用日数が減少しました。利用可能な施設が少ないという課題があるため、目標を上回ることができていません。						引き続き、来年度も個々の利用者に対して、適切なサービスを提供していきます。				
令和7年度	利用者数の増減はなかったが、利用日数が増加しました。利用可能な施設が少ないという課題があるため、目標を上回ることができていません。						引き続き、来年度も個々の利用者に対して、適切なサービスを提供していきます。				

事業名	短期入所（ショートステイ） ◇								事業番号	1-1-8	
事業概要（P）	自宅で介護する人が病気や休養を要する場合に、障害者・児が施設等に短期入所し、入浴・排せつ・食事の介護、その他必要な支援を受けることで、在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図ります。										
担当	障害福祉課、予防対策課										
数値目標名（P）（D）	単位	令和5年度実績	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
【福祉型】実利用者数	人	113	120	114	95%	130	131	101%	140		
【福祉型】延利用日数	日	5,276	4,800	5,347	111%	5,200	5,456	105%	5,600		
【医療型】実利用者数	人	4	4	4	100%	4	3	75%	4		
【医療型】延利用日数	日	133	152	138	91%	152	98	64%	152		
	成果・評価（D）（C）						次年度における取組等（A）				
令和6年度	福祉型の実績数は、利用者数・日数ともに前年度実績を上回っていますが、利用者数は目標に届いていません。区内の1か所の福祉型事業所に予約が集中し、希望の日数を確保できないことも未達成の一因となっています。						利用を希望する区民が公平にサービスを受けられるよう、その方策を事業所と連携を図りながら検討し適切に支給決定していきます。また、緊急時に利用を希望した際すぐ利用できるよう、未利用者に対しても積極的にサービス周知を行っていきます。				
令和7年度	福祉型の実績数は利用者数・延利用日数ともに前年度実績を上回っており、目標に達しています。介護者の高齢化等による利用ニーズの高まりに加え、計画相談支援や障害児相談支援の利用者が増え、個々の状況に応じたサービスの調整が進んだことが短期入所の利用に繋がった要因の一つとして考えられます。						利用を希望する区民が公平にサービスを受けられるよう、その方策を事業所と連携を図りながら検討し適切に支給決定していきます。また、緊急時に利用を希望した際すぐ利用できるよう、未利用者に対しても積極的にサービス周知を行っていきます。				

事業名	手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ◇							事業番号	1-1-10		
事業概要 (P)	聴覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者・児に、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行い、社会参加の促進を図ります。										
担当	障害福祉課										
数値目標名 (P) (D)	単位	令和 5年度 実績	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
派遣件数	件	1,439	831	1,688	203%	831	2,753	331%	831		
	成果・評価 (D) (C)					次年度における取組等 (A)					
令和6年度	利用登録者からの依頼を受け、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行いました。東京手話通訳等派遣センターの要約筆記利用者が増加しました。手話通訳について、4年度まで1回は3時間を単位としていましたが、5年度より初回及び継続について1時間を単位としたため、実績数が増加しました。					令和7年度から遠隔手話通訳サービスの業務委託を開始するため、事業の周知を図ります。					
令和7年度	利用登録者からの依頼を受け、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行いました。手話通訳について、5年度より初回及び継続について1時間を単位としていましたが、7年度より初回は1時間、継続は30分を単位としたため、実績数が増加しました。					令和7年度から遠隔手話通訳サービスの業務委託を開始し、令和8年度から電話代理サービスを開始するため、事業の周知を図ります。					

事業名	手話通訳者設置事業 ◇								事業番号	1-1-11	
事業概要 (P)	聴覚障害者等が手話通訳を通じて意思の疎通を円滑に行い社会参加の促進を図るために、文京シビックセンター等に手話通訳者を設置します。										
担当	障害福祉課										
数値目標名 (P) (D)	単位	令和 5年度 実績	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
通訳者数	人	2	2	2	100%	2	2	100%	2		
対応件数	件	341	252	319	127%	252	336	133%	252		
	成果・評価 (D) (C)						次年度における取組等 (A)				
令和6年度	文京シビックセンターと障害者基幹相談支援センターの各窓口等において、聴覚障害者等に対する手話通訳対応を行い、実績としては目標値を上回りました。 また、障害福祉課におけるタブレットによる遠隔手話通訳の利用要件を緩和し、より利用しやすい体制を整えたため、日常生活についての相談等による来庁回数が増加したと考えられます。						引き続き、文京シビックセンターと障害者基幹相談支援センターの間で連絡会を実施し、課題の共有や手話対応のスキルアップを図っていきます。				
令和7年度	文京シビックセンターと障害者基幹相談支援センターの各窓口等において、聴覚障害者等に対する手話通訳対応を行い、実績としては目標値を上回りました。 7年度より遠隔手話通訳サービスを開始したため、設置手話通訳者が不在の場合でも手話通訳サービスが利用できるようになりました。						引き続き、文京シビックセンターと障害者基幹相談支援センターの間で連絡会を実施し、課題の共有や手話対応のスキルアップを図っていきます。				

事業名	日常生活用具給付 ◇								事業番号	1-1-12	
事業概要 (P)	重度の障害者・児に日常生活用具の給付及び住宅設備改善費用の助成を行うことにより、日常生活の便宜を図ります。										
担当	障害福祉課										
数値目標名 (P) (D)	単位	令和 5年度 実績	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
実利用者数	人	372	350	375	107%	350	385	110%	350		
実施件数	件	1,688	1,680	1,682	100%	1,680	1,840	110%	1,680		
	成果・評価 (D) (C)						次年度における取組等 (A)				
令和6年度	令和5年度より利用者数は増加、実施件数は減少していますが、目標値に近い数値となっています。また、ストマ用装具の利用者も増加しています。						利用者や事業者への周知を行うとともに、用具の給付を適切に行い、障害者・児の日常生活の便宜を図っていきます。				
令和7年度	令和6年度より利用者数、実施件数ともに増加しています。また、住宅設備改善費用の助成申請者数も増加しています。						利用者や事業者への周知を行うとともに、用具の給付を適切に行い、障害者・児の日常生活の便宜を図っていきます。				

事業名	移動支援 ◇								事業番号	1-1-13	
事業概要 (P)	屋外での移動が困難な障害者・児に対して、ヘルパーによる外出のための必要な支援を行うことで、自立生活及び社会参加の促進を図ります。										
担当	障害福祉課、予防対策課										
数値目標名 (P) (D)	単位	令和 5年度 実績	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
実利用者数	人	364	358	370	103%	365	399	109%	372		
延利用時間	時間	50,652	53,700	57,932	108%	54,750	60,275	110%	55,800		
	成果・評価 (D) (C)						次年度における取組等 (A)				
令和6年度	実利用者数は微増、延利用時間については前年度を大きく上回っています。ヘルパー不足や時間帯ニーズの集中により、利用希望者が利用できていない状況は依然としてありますが、目標値は上回っています。 なお、通学支援における車両支援の試行的導入の利用者実績は1人でした。						通学支援における車両支援の試行的導入を引き続き行います。 また、移動支援従事者養成研修の実施及び受講料補助を継続していくとともに、訪問系障害福祉サービス等事業所人材確保対策支援事業の実施により、ヘルパー不足の解消に向けた取り組みを進めていきます。				
令和7年度	昨年度と比較して実利用者数は微増、延利用時間については前年度を大きく上回っています。ヘルパー不足や時間帯ニーズの集中により、利用希望者が利用できていない状況は依然としてありますが、目標値を上回っています。						通学支援における車両支援の試行的導入を引き続き行います。また、移動支援従事者養成研修の実施及び受講料補助を継続していくとともに、訪問系障害福祉サービス等事業所人材確保対策支援事業の実施により、ヘルパー不足の解消に向けた取り組みを進めていきます。				

事業名	日中短期入所事業 ◇								事業番号	1-1-14	
事業概要 (P)	自宅で障害者・児を介護する人が病気の場合等に、短期入所施設で、宿泊を伴わずに、日中の見守り・入浴・排せつ・食事の介護等を行い、在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図ります。										
担当	障害福祉課、予防対策課										
数値目標名 (P) (D)	単位	令和 5年度 実績	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
実利用者数	人	38	31	36	116%	34	37	109%	37		
延利用回数	回	579	1,170	601	51%	1,278	463	36%	1,386		
	成果・評価 (D) (C)						次年度における取組等 (A)				
令和6年度	前年度に比べて、実利用者数は2名減少したものの、延利用回数は増加しています。保護者が就労している家庭も多く、1人当たりの利用回数が増えていることが要因として考えられます。						引き続き、短期入所事業と併せて、利用者のニーズと利用実態の把握に努め、適正なサービスの支給決定を行っていきます。				
令和7年度	昨年度と比較して、実利用者数は1名増加したものの、延利用回数は大きく減少しました。日中の見守りに関する他のサービス利用の増加が、当該事業の延利用回数の減少の要因の一つとして考えられます。						引き続き、短期入所事業と併せて、利用者のニーズと利用実態の把握に努め、適正なサービスの支給決定を行っていきます。				

事業名	心身障害者（児）短期保護事業							事業番号	1-1-16		
事業概要（P）	常時介護を必要とする心身障害者・児の家族が疾病・事故・冠婚葬祭・出産・休養・学校行事等の理由で介護を行うことが困難なときに、家族に代わり時間単位で保護を行い、介護等の負担を軽減します。										
担当	障害福祉課										
数値目標名（P）（D）	単位	令和5年度実績	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
実利用者数	人	49	75	56	75%	75	48	64%	75		
延利用時間	時間	4,246	6,310	4,388	70%	6,310	4,475	71%	6,310		
	成果・評価（D）（C）						次年度における取組等（A）				
令和6年度	令和6年度に開設した障害者緊急時受入れ支援事業と機能の整理をし、レスパイト・予定している介護者の不在等の事由で、介護等の負担軽減を必要とする家族ニーズに対応できました。						引き続き、障害者・児それぞれの特性や心身の安定に配慮しながら事業を実施していきます。				
令和7年度	延利用時間及び延宿泊回数が増加していることから、より多くのニーズに対応できました。また、一年度内において10回以上利用した利用者数が増加していることから、本事業を必要としている方の利用に繋げることができました。						引き続き、障害者・児それぞれの特性や心身の安定に配慮しながら事業を実施していきます。				

事業名	福祉タクシー								事業番号	1-1-17	
事業概要 (P)	身体障害者等の社会生活の利便性を図るとともに安心して外出ができるようにするため、福祉タクシー券の交付又は自動車燃料費の一部助成を行います。										
担当	障害福祉課										
数値目標名 (P) (D)	単位	令和 5年度 実績	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
延利用者数	人	1,664	1,587	1,725	109%	1,587	1,718	108%	1,587		
	成果・評価 (D) (C)						次年度における取組等 (A)				
令和6年度	利用可能な事業者はほぼ横ばいであるものの、利用対象者に精神障害者保健福祉手帳1級所持者を加えたため、延利用者数については、前年度より増加しました。						利用者のニーズを踏まえ、より使いやすいタクシー券の在り方を検討し、利用者の利便性の向上を図っていきます。				
令和7年度	制度の周知等により利用促進に努め、福祉タクシー券の延利用者数、協定事業者数ともに、前年度の水準を維持しております。						利用者のニーズを踏まえ、より使いやすいタクシー券の在り方を検討し、利用者の利便性の向上を図っていきます。				

事業名	地域生活安定化支援事業							事業番号	1-1-18		
事業概要 (P)	文京地域生活支援センターあかり、エナジーハウス、地域活動支援センターみんなの部屋の3か所において、未治療者や治療中断のおそれがあり、既存の障害福祉サービスでは地域生活を送ることが困難な精神障害者を対象として、通院同行、服薬見守り及び生活支援を行います。										
担当	予防対策課										
数値目標名 (P) (D)	単位	令和 5年度 実績	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
実利用者数	人	20	22	19	86%	22	16	73%	22		
	成果・評価 (D) (C)						次年度における取組等 (A)				
令和6年度	受診同行や訪問等の支援を行い、望まない形での入院を未然に防ぐために支援しました。 また、支援者に事業内容を改めて周知し、事業活用を促すとともに、効果的な利用を促しました。						引き続き、治療を継続するための受診同行や服薬を継続するための定期的な訪問等の支援を行うとともに、必要な方に事業が活用されるよう、事業対象者について検討するための会議運営等を行っていきます。				
令和7年度	受診同行や訪問等の支援を行い、望まない形での入院予防や地域生活の定着のために支援を行いました。 また、会議において事例共有を行い、医師等の専門的知見を仰ぐことで、支援方針の検討と質の向上を促進しました。						引き続き、治療を継続するための受診同行や定期的な訪問等の支援を行うとともに、必要な方に事業が活用されるよう、事業対象者について検討するための会議運営等を行っていきます。				

事業名	日中活動系サービス施設の整備						事業番号	1-1-19 (3-3-8再掲)	
事業概要（P）	障害者の就労支援や創作活動等に係る場をより確保するために、整備費等補助制度の活用の推進を図るなどして、民間事業者による日中活動系サービスの施設整備を促進します。								
担当	障害福祉課								
数値目標名（P）（D）	単位	目標 (R8年度)	令和 5年度 実績	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
				実績	進捗率	実績	進捗率	実績	達成率
整備数（累計）	か所	2	0	1	50%	1	50%		
	成果・評価（D）（C）					次年度における取組等（A）			
令和6年度	新規開設に向けた事業者からの相談に応じ、就労継続支援事業所1か所の開設となりました。また、整備費補助制度の大幅な拡充を図りました。さらに、旧アカデミー向丘跡地活用において、民間事業者による生活介護事業所に係る支援を行いました。					整備費や開所費用等の補助制度の活用を図るべく周知を行うとともに、引き続き、公有地、民有地を活用した事業者誘致を進めます。また、引き続き、旧アカデミー向丘跡地活用における生活介護事業所整備を進めます。			
令和7年度	新規開設に向けた事業者からの相談に応じ、就労継続支援事業所1か所の開設となりました。また、旧アカデミー向丘跡地活用において、生活介護事業所に係る支援を行い、令和7年度分の整備費補助金を交付しました。					整備費や開所費用等の補助制度の活用を図るべく周知を行うとともに、引き続き、公有地、民有地を活用した事業者誘致を進めます。また、引き続き、旧アカデミー向丘跡地活用における生活介護事業所整備を進めます。			

事業名	地域生活支援拠点の運営 ◇	事業番号	1-1-20
事業概要・計画目標 (P)	富坂・大塚・本富士・駒込の4地区に地域生活支援拠点を開設しました。拠点では地域連携調整員を配置し、主に相談支援と地域づくりを担い、関係機関等と連携した障害者の居住支援体制の充実を図るほか、他の機能（緊急時の対応・生活体験・専門的人材の確保）を区内の支援機関と連携する面的整備で実施します。		
担当	障害福祉課		
	成果・評価 (D) (C)	次年度における取組等 (A)	
令和6年度	拠点の五機能のうちの緊急時の対応について、障害者緊急時受入支援施設を開所し、事業を開始しました。専門的人材の確保についても医療的ケア児コーディネーターが2名増となりました。	整備した地域生活支援拠点では、引き続き相談支援と地域づくりを実施して行います。拠点の五機能のうちの生活体験について、検討を進めます。	
令和7年度	地域安心生活支援事業における地域生活体験事業を、五機能のうちの生活体験と位置付けたため、拠点機能は整備済となりました。	関係機関連携を引き続ききめ細やかに進めるとともに、生活体験の機能拡充に向け、新規事業の調整を進めていきます。	

事業名	強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実	事業番号	1-1-22
事業概要・計画目標 (P)	強度行動障害を有する障害者の支援ニーズの把握、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。		
担当	障害福祉課		
	成果・評価 (D) (C)	次年度における取組等 (A)	
令和6年度	強度行動障害を有する障害者の支援ニーズの把握や、地域の関係機関が連携しやすい支援体制の整備に向け、地域課題を共有・検討する会議の開催準備を行いました。	強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実に向け、地域課題を共有・検討する会議を開催します。また、実態・意向調査により、支援ニーズの把握を行います。	
令和7年度	実態・意向調査の中で、強度行動障害を有する障害者の支援ニーズの把握のための調査を行いました。また、地域の関係機関が連携しやすい支援体制の整備に向け、地域課題を共有・検討する会議を開催しました。	実態・意向調査で把握した強度行動障害を有する障害者の支援ニーズを踏まえ、引き続き、地域の関係機関が連携しやすい支援体制の整備に向け、地域課題の共有や検討を進めていきます。	

事業名	障害福祉サービス等の質の向上 ◇	事業番号	1-2-2
事業概要・計画目標 (P)	障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、障害者に適切な障害福祉サービス等が提供されているかを確認し指導等を行うことにより、障害福祉サービス等事業者が提供するサービスの質を高めます。		
担当	障害福祉課		
	成果・評価 (D) (C)	次年度における取組等 (A)	
令和6年度	区内の障害福祉サービス等事業者に対し、運営基準に沿った事業運営を行っているか、適切な障害福祉サービス等の提供が行われているかを確認するため、実地指導を年18回行いました。請求内容チェックシステムにより、審査結果を分析した結果を活用し、障害福祉サービス等事業所に対し適正な請求を促しました。（年12回）	区内の障害福祉サービス等事業者に対し、実地検査を行います。（年27回）前年度に引き続き、請求内容チェックシステムにより、審査結果を分析した結果を活用し、障害福祉サービス等事業所に対し適正な請求を促します。（年12回）	
令和7年度	区内の障害福祉サービス等事業者に対し、運営基準に沿った事業運営を行っているか、適切な障害福祉サービス等の提供が行われているかを確認するため、実地指導を年27回行いました。請求内容チェックシステムにより、審査結果を分析した結果を活用し、障害福祉サービス等事業所に対し適正な請求を促しました。（年12回）	区内の障害福祉サービス等事業者に対し、実地検査を行います。（年33回）前年度に引き続き、請求内容チェックシステムにより、審査結果を分析した結果を活用し、障害福祉サービス等事業所に対し適正な請求を促します。（年12回）	

事業名	グループホームの拡充					事業番号	1-3-1		
事業概要（P）	障害者が地域の中で自立した生活を送れるよう、社会福祉法人等による障害者グループホーム整備費補助の活用を推進するほか、社会福祉法人等が民間アパート等を借り上げて障害者グループホームを開所する際の初期費用の補助を行うことにより、施設整備を促進します。 また、既存事業者が居室を増やす場合も補助を行います。								
担当	障害福祉課、予防対策課								
数値目標名（P）（D）	単位	目標 (R8年度)	令和 5年度 実績	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
				実績	進捗率	実績	進捗率	実績	達成率
整備数（累計）	か所	3	1	0	0%	0	0%		
定員数（累計）	人	20	4	0	0%	0	0%		
	成果・評価（D）（C）					次年度における取組等（A）			
令和6年度	新規開設に向けた事業者からの相談に応じましたが、開設には至りませんでした。一方、整備費補助制度の大幅な拡充を図るとともに、旧アカデミー向丘跡地活用において、民間事業者によるグループホーム整備に係る支援を行いました。					整備費や開所費用等の補助制度の活用を図るべく周知を行うことにより、引き続き、公有地、民有地を活用した事業者誘致を進めます。また、引き続き、旧アカデミー向丘跡地活用におけるグループホーム整備を進めます。			
令和7年度	新規開設に向けた事業者からの相談に応じましたが、開設には至りませんでした。一方、旧アカデミー向丘跡地活用において、民間事業者によるグループホーム整備に係る支援を行い、令和7年度分の整備費補助金を交付しました。					整備費や開所費用等の補助制度の活用を図るべく周知を行うことにより、引き続き、公有地、民有地を活用した事業者誘致を進めます。また、引き続き、旧アカデミー向丘跡地活用におけるグループホーム整備を進めます。			

事業名	共同生活援助（グループホーム） ◇							事業番号	1-3-2		
事業内容（P）	障害者が共同生活を行う住居において、入浴・排せつ・食事の介護や相談など日常生活上の支援を行い、地域における自立した日常生活を支援する。										
担当	障害福祉課、予防対策課										
数値目標名 （P）（D）	単位	令和 5年度 実績	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
実利用者数	人	169	172	163	95%	180	187	104%	188		
	成果・評価（D）（C）						次年度における取組等（A）				
令和6年度	入退居はありましたが、実績人数としては前年度より6名の減となりました。入所施設からの地域移行への取組みや空床情報があった場合には入居希望者に対して速やかに情報提供を行う等、グループホームと利用者のマッチングを積極的に行い利用者支援を進めています。						障害者本人及び家族の高齢化により、グループホーム入居希望者は年々増加しているため、運営事業者や計画相談支援事業所と連携を図りながら、入居希望者に対して必要な情報を提供するなどの支援を継続していきます。				
令和7年度	前年度よりも24名増加しており、目標値を超える実績となりました。グループホーム入居希望者が増加するとともに、近隣地域において日中支援型グループホームが整備される等の状況が背景にあると考えられます。計画相談支援事業所等と連携しながら、グループホームと利用者のマッチングが円滑に進むように支援をしています。						障害者本人及び家族の高齢化により、グループホーム入居希望者は年々増加しているため、運営事業者や計画相談支援事業所と連携を図りながら、入居希望者に対して必要な情報を提供するなどの支援を継続していきます。				

事業名	施設入所支援 ◇								事業番号	1-3-3	
事業概要 (P)	施設に入所する障害者に、主として夜間等における入浴・排せつ・食事の介護等を行い、日常生活支援を図ります。										
担当	障害福祉課、予防対策課										
数値目標名 (P) (D)	単位	令和 5年度 実績	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
実利用者数	人	132	128	128	100%	128	129	101%	128		
	成果・評価 (D) (C)						次年度における取組等 (A)				
令和6年度	入退所はありましたが実績人数としては前年度より4名の減となりました。区内の障害者支援施設は定員に達しており、区外の障害者支援施設も空きが少ない状況ですが、最新の情報収集等に努め、必要な情報の提供や希望者の入所支援を進めました。						介護者の高齢化や本人の障害の重度化により自宅での介護が困難となり、障害者支援施設への入所を希望する相談は増加傾向です。引き続き、運営事業所と連携を図りながら、必要な情報を提供するなどの支援を進めていきます。				
令和7年度	入退所はありましたが実績人数としては前年度より1名の増となりました。区内の障害者支援施設は定員に達しており、区外の障害者支援施設も空きが少ない状況ですが、最新の情報収集等に努め、必要な情報の提供や希望者の入所支援を進めました。						介護者の高齢化や本人の障害の重度化により自宅での介護が困難となり、障害者支援施設への入所を希望する相談は増加傾向です。引き続き、運営事業所と連携を図りながら、必要な情報を提供するなどの支援を進めていきます。				

事業名	自立生活援助 ◇								事業番号	1-3-4	
事業概要 (P)	施設入所支援又は共同生活援助を利用していた障害者が居宅で自立した生活を営む上で生じた問題について、定期的な巡回訪問や随時通報により、障害者からの相談に応じ必要な情報提供、助言、援助を行います。										
担当	障害福祉課、予防対策課										
数値目標名 (P) (D)	単位	令和 5年度 実績	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
実利用者数	人	0	2	0	0%	2	0	0%	2		
	成果・評価 (D) (C)						次年度における取組等 (A)				
令和6年度	精神障害にも対応した地域ケアシステムの構築を検討する会議体の協議の中で、地域ビジョン（地域のあるべき姿）について、他区の状況や事業の取組を紹介する等誘致を進めましたが、実績がありませんでした。						区内事業所がないため、誘致していきます。引き続き、支援が必要な方へのサービス周知及び支給決定を行っていきます。				
令和7年度	会議体の協議の中で、地域ビジョン（地域のあるべき姿）について、他区の状況や事業の取組を紹介する等誘致を進めましたが、実績がありませんでした。						区内事業所がないため、誘致していきます。引き続き、支援が必要な方へのサービス周知及び支給決定を行っていきます。				

事業名	福祉施設入所者の地域生活への移行 ◇					事業番号	1-4-1		
事業概要（P）	福祉施設入所の障害者が、自ら選択した地域で自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、障害福祉サービス等の支援を行い、地域生活移行を進めます。 令和4年度の施設入所者数のうち、令和8年度末までに地域生活へ移行する者の見込み量の設定を行うため、計画事業量は累計として記載します。								
担当	障害福祉課								
数値目標名（P）（D）	単位	目標 (R8年度)	令和 5年度 実績	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
				実績	進捗率	実績	進捗率	実績	達成率
移行者数（累計）	人	5	1	1	20%	0	0%		
	成果・評価（D）（C）					次年度における取組等（A）			
令和6年度	施設から地域への移行者は1人であり、グループホームでの生活を開始しています。これまでと同様、福祉施設入所者の高齢化と重度化により、地域生活への移行を進めることが困難となっている実態があります。					地域生活を希望する施設入所者が自ら選択した地域で生活できるよう、区内グループホーム等の地域資源の充実を図るとともに、他区・近隣県も含めた施設等について情報収集し、家族及び関係機関と連携して移行支援を行っていきます。			
令和7年度	今年度は施設から地域への移行者は0人でした。これまでと同様、福祉施設入所者の高齢化と重度化により、地域生活への移行を進めることが困難となっている実態があります。					地域生活を希望する施設入所者が自ら選択した地域で生活できるよう、体験の場を提供したり、区内グループホーム等の地域資源の充実を図ること、また他区・近隣県も含めた施設等について情報収集し、家族及び関係機関と連携して移行支援を行っていきます。			

事業名	入院中の精神障害者の地域生活への移行		事業番号	1-4-2
事業概要・計画目標（P）	退院可能な入院中の精神障害者が、地域で自立した生活を送ることを可能にするため、地域相談支援サービスを活用しながら、保健師及び地域活動支援センターが入院中から地域生活への移行を支援します。			
担当	予防対策課			
	成果・評価（D）（C）		次年度における取組等（A）	
令和6年度	長期入院者の地域生活への移行を促進するため、退院する際の促進要因や阻害要因等の状況を把握し、意見交換を実施しました。また、長期入院を防ぐために行える支援について意見交換を行い、入院早期の支援を促しました。		長期入院後に退院した方の実態把握を進めるとともに、調査で把握された長期入院をしている方に対して、実現可能な支援の仕組みを検討します。また長期入院者の退院に向け、医療機関との関係性の構築を図ります。	
令和7年度	医療機関との連携強化を図るため「医療機関からみた地域移行」の講演を既存の会議体で実施しました。また、長期入院医療機関調査結果を報告し、情報共有と取組検討を行いました。		長期入院者の実態把握と区の実態説明のため、医療機関調査を行い、長期入院後に退院した方の退院の促進要因や阻害要因等について意見交換し、支援方法の検討を行います。	

事業名	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ◇	事業番号	1-4-3
事業概要・計画目標 (P)	保健・医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するための議論を行います。		
担当	予防対策課		
	成果・評価 (D) (C)	次年度における取組等 (A)	
令和6年度	専門部会（コア会議）において、ピアサポート活動を進めるための議論を行い、より具体的な取り組みを進めるためにプロジェクトチームを立ち上げました。その結果、ピア活動の報告の場を創出しました。また、「地域基盤の整備」「支援体制の整備」「個別支援の検討」の3つの軸に沿って議論を深め、課題の抽出を行い、地域ビジョンの明確化について検討を実施しました。	普及啓発を行っていくために、ピアサポート活動をどのように活かしていけるか、専門部会（コア会議）を中心に議論を深めていきます。	
令和7年度	専門部会（コア会議）において、ピア活動活性化に向けた議論を行い、ピアイベントを実現しました。長期入院者医療機関調査結果を報告し、今後の取組について意見交換を行いました。また、「地域基盤の整備」「支援体制の整備」「個別支援の検討」の3つの軸に沿って議論を深め、課題の抽出を行い、地域ビジョンの明確化について検討を実施しました。	長期入院者の実態把握と区の実態説明のため、医療機関調査を行い、その結果を報告します。地域移行の推進と入院長期化予防に向けた方策を検討し、退院後の生活を支える地域づくりに関する議論を深めていきます。	

事業名	精神障害者の地域定着支援体制の強化	事業番号	1-4-4
事業概要・計画目標 (P)	在宅の精神障害者が地域で安定した生活を送るために、区内の福祉施設及び医療機関などの実務者を構成員とした連絡会を開催し、支援体制の強化を行います。		
担当	予防対策課		
	成果・評価 (D) (C)	次年度における取組等 (A)	
令和6年度	支援体制を整備する上で、各支援機関の理解を深めるために、薬局や地域生活支援拠点からみた支援について共有し、意見交換を行いました。また、高齢分野と障害分野の連携事例を具体的に知り、切れ目ない支援体制について意見交換を行いました。その上で、今後どのように支援体制を構築していくか、検討を行い、協議会で報告しています。	引き続き、関係機関と実務者連絡会を開催し、地域定着支援体制の強化を図るとともに、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築における支援体制の整備の軸として検討を行います。	
令和7年度	地域全体の支援力の底上げを目指し、ピアサポーターの活用や意思決定支援に関する多職種間での意見交換を実施しました。またダイアログ手法を導入したワークショップにより、支援者の「聞く力」の醸成とセルフケアの視点を提供し、持続可能な支援基盤の強化を図りました。今後の支援体制構築については、検討を行い協議会で報告していきます。	引き続き、関係機関と実務者連絡会を開催し、地域定着支援体制の強化を図るとともに、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築における支援体制の整備の軸として検討を行います。	

事業名	地域移行支援 ◇								事業番号	1-4-5 (2-1-3再掲)	
事業概要 (P)	障害者支援施設等に入所している障害者や、精神科病院に入院している精神障害者等に対して、住居の確保やその他地域における生活に移行するための活動に関する相談や、その他の必要な支援を行い、地域移行の促進を図ります。										
担当	障害福祉課、予防対策課										
数値目標名 (P) (D)	単位	令和 5年度 実績	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
実利用者数	人	0	3	3	100%	3	3	100%	3		
	成果・評価 (D) (C)						次年度における取組等 (A)				
令和6年度	長期入院者の地域生活への移行に向けて、退院者の事例を共有し、支援者がそれぞれの立場でできることを検討し、必要な支援を実施できる体制を少しずつ整えています。さらに、新たな長期入院者が現れないよう、入院後早期から関わりをもてるようにするなど効果的な支援を検討しました。						対象者が長期入院から地域生活に移行できるよう、適切な支援を行っていくとともに、入院医療機関等が求めるニーズの把握や、地域支援者が積極的に関わることでできる仕組みづくりにも取り組んでいきます。				
令和7年度	長期入院後退院者の地域移行の事例を共有し、関係者間で意見交換を行うことで、長期入院者の適切な地域移行支援が実施できるように準備を進めました。令和4年度、5年度は実績がありませんでしたが、6年度と昨7年度は目標どおりの実績を達成できています。						対象者が長期入院から地域生活に移行できるよう、適切な支援を行っていくとともに、関係機関と連携し、地域支援者が積極的に関わることでできる仕組みづくりにも引き続き取り組んでいきます。				

事業名	地域定着支援 ◇							事業番号	1-4-6 (2-1-4再掲)		
事業概要 (P)	単身者及び同居家族の高齢化等により家族の支援を受けられない地域の障害者に対して、常時連絡等が可能なサポート体制を整備し、地域定着を図ります。										
担当	障害福祉課、予防対策課										
数値目標名 (P) (D)	単位	令和 5年度 実績	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
実利用者数	人	7	10	6	60%	10	6	60%	10		
	成果・評価 (D) (C)						次年度における取組等 (A)				
令和6年度	単身者等で地域生活の中で不安定になりやすい障害者に対し、緊急訪問や相談等の連絡体制を確保し、継続したサポート体制を確保することにより地域定着を図っています。						引き続き、区の独自事業である地域生活安定化事業などと組み合わせて、地域定着のためのサポート体制の充実を図っていきます。				
令和7年度	単身者等で地域生活の中で不安定になりやすい障害者に対し、緊急訪問や相談等の連絡体制を確保し、継続したサポート体制を確保することにより地域定着を図っています。実績は横ばいが続いているものの、着実に支援を進めている状況です。						引き続き、区の独自事業である地域生活安定化事業などと組み合わせて、地域定着のためのサポート体制の充実を図っていきます。				

事業名	退院後支援事業							事業番号	1-4-7		
事業概要 (P)	保健所設置自治体を中心となって支援を行う必要がある措置入院中の精神障害者について、必要な医療等の支援を適切に受け社会復帰できるように、退院後支援計画を作成し、関係者会議を開催します。										
担当	予防対策課										
数値目標名 (P) (D)	単位	令和 5年度 実績	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
対象者数	人	18	19	30	158%	19	30	158%	19		
	成果・評価 (D) (C)						次年度における取組等 (A)				
令和6年度	退院後支援計画策定数は3件、退院後支援に係る関係者会議は6回実施しました。支援計画作成の有無に関わらず、退院後に安定した地域生活を送れるよう、対象者との関係構築および支援体制の構築に取り組んでいます。対象者の増加に伴い、密な対応が難しい事例もありましたが、入院後早期から医療機関に連絡を行い、対象者にできるだけ早期に接触し、信頼関係の構築を図りました。						措置入院者が退院後に安定した地域生活を送れるよう、本人及び家族のニーズを的確に把握し、その他の支援者の意向も十分に踏まえながら、支援対象者が円滑に地域生活に移行できるよう過不足のない支援計画を作成します。				
令和7年度	退院後支援計画策定数は3件、退院後支援に係る関係者会議は3回実施しました。支援計画作成の有無に関わらず、退院後に安定した地域生活を送れるよう、対象者との関係構築および支援体制の構築に取り組んでいます。対象者の背景によっては、継続した対応が難しい事例もありましたが、入院後早期から医療機関に連絡を行い、対象者にできるだけ早期に接触し、信頼関係の構築を図りました。						措置入院者が退院後に安定した地域生活を送れるよう、早期介入で信頼関係を構築し、本人及び家族のニーズを的確に把握します。その他の支援者の意向も十分に踏まえながら、支援対象者が円滑に地域生活に移行できるような支援計画を作成します。計画未作成者については、計画策定に至らなかったものの、精神保健福祉法47条に基づき相談支援を行います。				

事業名	精神障害回復途上者デイケア事業								事業番号	1-5-1	
事業概要 (P)	回復途上の精神障害者を対象に、対人関係などの障害を改善し社会復帰を目指すことを目的として、集団生活指導や生活技能訓練などの各種プログラムを用いた事業を実施します。										
担当	保健サービスセンター										
数値目標名 (P) (D)	単位	令和 5年度 実績	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
実施回数	回	138	140	140	100%	140	142	101%	140		
延参加人数	人	77	1,200	689	57%	1,200	529	44%	1,200		
	成果・評価 (D) (C)						次年度における取組等 (A)				
令和6年度	安全安心にデイケアを運営し、利用者に対し必要なプログラムを実施しました。就労移行支援事業所や地域活動支援センターへステップアップした利用者もいました。						引き続き利用者に必要なプログラムを実施し、新たな利用者獲得のため周知を行います。				
令和7年度	安全安心にデイケアを運営し、利用者に対し必要なプログラムを実施しました。就労移行支援事業所や地域活動支援センターへステップアップした利用者もいました。						引き続き利用者に必要なプログラムを実施し、新たな利用者獲得のため周知を行います。				

事業名	地域活動支援センター事業 ◇							事業番号	1-5-2		
事業概要 (P)	障害者等の地域生活支援の促進を図るため、区内6か所の地域活動支援センターにおいて、障害の特性等に応じた創作的活動の提供及び社会との交流の促進等を行います。										
担当	障害福祉課、予防対策課										
数値目標名 (P) (D)	単位	令和 5年度 実績	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
登録者数	人	342	320	376	118%	324	365	113%	328		
実施箇所数	か所	6	6	6	100%	6	6	100%	6		
	成果・評価 (D) (C)					次年度における取組等 (A)					
令和6年度	リアン文京、文京地域生活支援センターあかり、エナジーハウス、東京カリタスの家みんなの部屋、アンビション文京、地域活動支援センターぱれっとの6か所で、障害特性に応じた創作活動や地域交流等の機会を提供しました。また、リアン文京における、医療的ケア児の受入れも引き続き実施しました。					引き続き、利用者の現状に合わせた地域活動を行うことができるような支援を行っていきます。また、登録者が増加している現状を踏まえ、日中活動系サービス終了後の時間帯に利用できる地域活動支援センターなどの設置を検討します。					
令和7年度	リアン文京、文京地域生活支援センターあかり、エナジーハウス、東京カリタスの家みんなの部屋、アンビション文京、地域活動支援センターぱれっとの6か所で、障害特性に応じた創作活動や地域交流等の機会を提供しました。ぱれっとにおいては、営業時間を延長し、長期休暇中の放課後等デイサービス利用者も対象となりました。また、リアン文京における、医療的ケア児の受入れも引き続き実施しました。					引き続き、利用者の現状に合わせた地域活動を行うことができるような支援を行っていきます。また、日中活動系サービス終了後の時間帯に利用できる地域活動支援センターの拡充等を検討します。					

事業名	自立訓練（機能訓練・生活訓練） ◇								事業番号	1-5-3	
事業概要（P）	障害者に対して一定期間、身体機能又は生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行い、自立した日常生活又は社会生活ができるよう支援します。										
担当	障害福祉課、予防対策課										
数値目標名（P）（D）	単位	令和5年度実績	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
機能訓練実利用者数	人	5	7	3	43%	7	2	29%	8		
機能訓練延利用日数	日	140	329	193	59%	329	132	40%	376		
生活訓練実利用者数	人	36	40	32	80%	44	34	77%	46		
生活訓練延利用日数	日	3,926	3,260	3,124	96%	3,704	2,857	77%	3,852		
	成果・評価（D）（C）						次年度における取組等（A）				
令和6年度	機能訓練については、昨年度と比較し、利用者数は減少し、利用日数は増加したが、ともに目標数値を下回りました。生活訓練については、利用者数および利用日数ともに減少しており、目標数値を下回りました。 区内のサービス提供事業所が少ないことや、既存の利用者がサービスを終了したことも影響していると考えられます。						引き続き、自立訓練の必要性のある障害者に対し、事業所での支援内容を情報提供するとともに、利用の際には事業所と連携を図りながら、相談から利用終了まで一貫した支援を行っていきます。				
令和7年度	機能訓練については、昨年度と比較し、利用者数、利用日数ともに減少し目標数値を下回りました。生活訓練については、利用者数は増加したが、利用日数は減少しており、ともに目標数値を下回りました。 区内のサービス提供事業所が少ないことや、既存の利用者がサービスを終了したことも影響していると考えられます。						引き続き、自立訓練の必要性のある障害者に対し、事業所での支援内容を情報提供するとともに、利用の際には事業所と連携を図りながら、相談から利用終了まで一貫した支援を行っていきます。				

事業名	木よう体操教室（旧 難病リハビリ教室、パーキンソン病体操教室）							事業番号	1-5-4		
事業概要（P）	在宅の難病患者を対象に、体操やレクリエーション、参加者同士の交流の機会を提供し疾病の理解や生活の質（QOL）の維持・向上を目指します。										
担当	保健サービスセンター										
数値目標名（P）（D）	単位	令和5年度実績	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
木よう体操教室A参加人数	人	74	72	75	104%	72	76		72		
木よう体操教室B参加人数	人	86	72	93	129%	72	91		72		
	成果・評価（D）（C）						次年度における取組等（A）				
令和6年度	体操や体を動かすレクリエーションに変化を持たせ、コミュニケーションを図ることにより、継続参加につながっています。						安全に実施できる体制を整備し、新規の参加者を増やしていきます。				
令和7年度	体操や体を動かすレクリエーションに変化を持たせ、参加者とのコミュニケーションを図ることにより、継続参加につながっています。						安全に実施できる体制を整備し、対象者への周知を行い新規の参加者を増やしていきます。				

事業名	精神保健・難病相談								事業番号	1-6-5	
事業概要（P）	精神科医による専門相談及び保健師による所内相談や家庭訪問を行い、地域の精神障害者及び難病患者等、家族、区民に対し予防から社会復帰まで総合的に支援します。										
担当	保健サービスセンター										
数値目標名（P）（D）	単位	令和5年度実績	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
精神保健相談実施回数	回	48	48	48	100%	48	48	100%	48		
精神保健相談延人数	人	83	96	88	92%	106	74	70%	106		
訪問指導等実人数	人	1,587	1,500	1,680	112%	1,500	1,724	115%	1,500		
訪問指導等延人数	人	4,107	4,300	4,438	103%	4,300	4,882	114%	4,300		
	成果・評価（D）（C）						次年度における取組等（A）				
令和6年度	精神的な悩みを抱える区民や家族を対象とした専門医による個別相談や保健師による面接、電話、訪問指導を実施しました。また、難病を抱える患者や家族に対する療養相談も行いました。						今後も支援が必要な本人や家族等に対する相談を実施していきます。また、精神科医による専門相談を活用し、関係機関と連携して継続的重層的な支援を行っていきます。				
令和7年度	精神的な悩みを抱える区民や家族を対象に、専門医による個別相談や保健師による面接、電話、訪問指導を実施しました。難病を抱える患者や家族に対する療養相談も行いました。						引き続き支援が必要な区民や家族に対する相談を実施していきます。また、精神科医による専門相談を活用し、関係機関と連携して継続的重層的な支援を行っていきます。				

事業名	計画相談支援 ◇							事業番号	2-1-2		
事業概要 (P)	障害者のニーズに基づくサービス等利用計画(サービス利用支援・継続サービス利用支援)の作成と評価を行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、よりきめ細かな支援を行います。 障害福祉サービス利用者が増えていることから、計画相談支援の利用を希望する障害者が相談支援を受けられる体制を目指します。										
担当	障害福祉課、予防対策課										
数値目標名 (P) (D)	単位	令和 5年度 実績	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
計画作成者数	人	877	895	902	101%	939	934	99%	985		
計画作成割合	%	77	77	76	99%	78	73	94%	79		
	成果・評価 (D) (C)					次年度における取組等 (A)					
令和6年度	計画作成者数は、前年度よりわずかに増加となっていますが、計画作成割合については76%となり、目標値を下回り、前年度実績より減少しました。 区が委託する計画事業所では、落ち着いたケースを民間事業所に引き継ぎ、新たな困難ケースやセルフプランケースに対応していますが、新規や転入での障害福祉サービスの利用者増に伴う、指定特定相談支援事業所の利用ニーズには対応できていない結果となりました。					新規・転入の障害福祉サービスの利用者数の増加により、計画相談支援の利用希望者数の増加傾向にある中、計画相談者数が微増しても作成割合が上がらない状況となります。新規の指定特定相談支援事業所もしくは相談支援専門員が増える取組や他区との連携について検討を進めます。					
令和7年度	計画相談支援事業所の新規開設もあり、計画作成者数は前年度より増加となっていますが、計画作成割合については73%となり、目標値を下回り、前年度実績より減少しました。新規・転入の障害福祉サービスの利用者数の増加により、計画相談支援の利用対象者数の増加傾向にある中、計画相談者数が増加しても作成割合が上がらない状況となっています。					新規の計画相談支援事業所を活用しつつ、サービス等利用計画を必要としている方にはつなぎの支援を行っていきます。 現状セルフプランの方には、その理由を確認し、のぞまないセルフプランの数の把握を進めていきます。					

事業名	相談支援事業 ◇							事業番号	2-1-5		
事業概要 (P)	区の窓口や一般相談支援事業所において、地域生活支援拠点、指定特定相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所等と連携を図りつつ、障害者等の福祉に関する各般の問題について障害者・児やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービス等の利用支援を行うとともに、障害者・児の権利擁護のために必要な援助を行います。 また、障害者基幹相談支援センターにおいては、地域の相談支援事業者等への助言・人材育成等により相談支援の質を向上させる取組を行うとともに、地域の相談支援体制の強化を推進します。										
担当	障害福祉課、予防対策課										
数値目標名 (P) (D)	単位	令和 5年度 実績	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
障害者相談支援事業実施箇所数	か所	4	4	4	100%	4	4	100%	4		
	成果・評価 (D) (C)						次年度における取組等 (A)				
令和6年度	区の窓口や一般相談支援事業所において、地域生活支援拠点、指定特定相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所等と連携を図りつつ、障害者・児やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービス等の利用支援を行いました。 また、障害者基幹相談支援センターを中心として、区内指定一般相談事業所へのヒアリングや事例検討会を通して相談支援の質の向上に向けた取り組みを行いました。						区の窓口や一般相談支援事業所において、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点や指定特定相談支援事業所等との連携を図るとともに、相談支援を必要とする障害者・児やその家族への適切な情報提供や障害福祉サービス等の利用支援を行います。 また、重層的支援体制整備事業の開始に伴い、障害分野以外との連携を深め、地域の相談支援体制の強化を推進します。				
令和7年度	障害福祉課、保健サービスセンター、地域活動支援センターという地域生活支援事業における相談支援事業は、障害者・児やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービス等の利用支援を行うとともに、重層的支援体制整備事業のBUNKY0つながる相談窓口として、適切な支援機関へのつなぎ役としても取り組みました。						相談支援体制の整備として、基幹相談支援センターがヒアリングした特定相談支援事業所における課題等を検討します。 また、相談支援の中核的役割を担う障害者基幹相談支援センターを中心に、区、指定特定相談支援事業所、地域生活支援拠点等、地域の支援機関との連携強化を進めます。				

事業名	地域自立支援協議会の運営 ◇		事業番号	2-1-6
事業概要・計画目標 (P)	障害者等が自立した生活を営むことができるよう、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、地域の障害者等を支援する方策を推進します。 また、この協議会に設置される、相談・地域生活支援専門部会、就労支援専門部会、権利擁護専門部会、障害当事者部会、子ども支援専門部会において、支援体制等についての協議を重ねます。			
担当	障害福祉課			
	成果・評価 (D) (C)		次年度における取組等 (A)	
令和6年度	障害者地域自立支援協議会は2回開催し、うち1回は「全体会」と称した発表会を実施しました。相談・地域生活支援専門部会、就労支援専門部会、権利擁護専門部会及び障害当事者部会を各3回、子ども支援専門部会を4回開催しました。		各専門部会において抽出された地域課題やニーズを踏まえて、支援体制や令和8年度以降の運営体制の在り方について引き続き検討を行います。	
令和7年度	障害者地域自立支援協議会は2回開催し、うち1回は「全体会」と称した発表会を実施しました。相談・地域生活支援専門部会、就労支援専門部会、権利擁護専門部会及び障害当事者部会を各3回、子ども支援専門部会を4回開催しました。		各専門部会において抽出された地域課題やニーズを踏まえて、支援や権利擁護の在り方等について引き続き検討を行います。	

事業名	障害者基幹相談支援センターの運営 ◇	事業番号	2-1-7
事業概要・計画目標 (P)	障害者等が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、人材育成と家族全体の重層的課題を含んだ高度かつ複雑な内容の相談支援を実施します。 また、障害者の権利擁護や地域移行・地域定着に関する取組など、支援体制の強化等を推進する総合的な相談支援活動の拠点として事業運営を行い、障害分野に限らず、介護分野、児童分野、生活困窮分野等の関係機関との連携体制の構築を推進します。		
担当	障害福祉課		
	成果・評価 (D) (C)	次年度における取組等 (A)	
令和6年度	重層的支援体制整備事業の研修等を通じ、介護・児童・生活困窮分野等の関係機関との連携体制の構築に取り組みました。また、相談支援体制の強化にかかる相談内容が全体の3割を占め、支援チームに対する支援が一定割合となり、支援体制の強化という機能を担えています。	重層的支援体制整備事業の支援会議等を通じ、介護・児童・生活困窮分野等の関係機関との連携体制の構築に一層取り組みます。実践報告会・事例検討会等支援者のニーズを捉えた研修等を主催し、支援体制の強化、総合的な相談支援活動の拠点としての機能を強化します。	
令和7年度	困難事例にかかる相談者一人当たりの支援回数が増加したことにより、相談件数は約1,800件の増加となりました。また、重層的支援体制整備事業についても、支援会議等を通じ、関係機関と連携し対応を進めています。	拠点等コーディネーターを配置することで、関係機関連携をより一層図っていきます。合わせて、指定特定相談支援事業所連絡会や事例検討会の開催などを通じ、地域の相談支援体制の強化をより一層図っていきます。	

事業名	地域安心生活支援事業								事業番号	2-1-10	
事業概要 (P)	障害者が地域で安心して暮らしていくことができるよう、相談等支援体制の充実を図り、休日・夜間を含めた緊急対応等を行うとともに、病院から地域生活への移行や定着の支援を進めます。										
担当	障害福祉課										
数値目標名 (P) (D)	単位	令和 5年度 実績	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
緊急時相談件数	件	7,974	9,500	7,849	83%	9,500	6,911	73%	9,500		
短期宿泊 利用日数	日	133	200	147	74%	250	88	35%	300		
生活体験日数	日	35	50	62	124%	70	133	190%	100		
	成果・評価 (D) (C)						次年度における取組等 (A)				
令和6年度	生活体験事業の利用を支援機関へ依頼したことにより、利用が増加しました。						支援機関と連携し、さらに生活体験事業の利用を増やしていきます。				
令和7年度	入院している障害者の地域移行を目的とした生活体験利用が増加し、短期宿泊の利用者が抱える家族問題の相談が多くなりました。また、緊急時電話相談は事業目的とは異なる相談が大半を占めていて、他の相談支援機関に繋げることが可能なため、令和7年度で終了しました。						相談支援専門員の人件費が予算化されたので、短期宿泊及び生活体験の利用者の相談支援を充実させて行きます。				

事業名	障害者差別解消支援地域協議会の運営	事業番号	2-2-7
事業概要・計画目標 (P)	地域の関係機関等が委員となり、障害を理由とする差別に関する相談等の事例共有等、差別を解消するための取組について協議を行います。		
担当	障害福祉課		
	成果・評価 (D) (C)	次年度における取組等 (A)	
令和6年度	障害者差別解消支援地域協議会を2回開催し、相談事例の共有や協議会委員構成の検討、令和7年度に実施する障害者(児)実態・意向調査の調査項目についての意見聴取を行いました。 委員構成では、協議会委員の意見を取り入れ、次年度以降、障害当事者の委員を1名増員することとなりました。	協議会で区内の障害者差別の事例について取り扱えるよう、増員となった障害当事者委員からの意見聴取並びに、区内障害者団体への事例の聴取等の検討を行います。また、次年度実施の実態・意向調査の結果を踏まえ、区内の障害者差別についての協議を深めていきます。	
令和7年度	障害者差別解消支援地域協議会を2回開催し、相談事例の共有や本年度導入された遠隔手話通訳サービスに関するデモンストレーション、障害者(児)実態・意向調査結果の報告等を行いました。	協議会で区内の障害者差別の事例について取り扱えるよう障害当事者委員などからの意見聴取及び庁内各課における、合理的配慮や障害者差別に関する相談事例の集約を行います。 引き続き、差別を解消するための取組に関する情報交換や協議を深めていきます。	

事業名	障害者就労支援の充実							事業番号	3-1-1			
事業概要 (P)	障害者の社会参加と自立を促進するため、就労に関する相談・支援等について、障害者就労支援センターを中心に実施します。多様化している障害の特性や働き方へのニーズに応じた専門性の高い支援やコーディネート力の強化、増加する新規登録者・就労者に対する定着支援、生活支援等、地域の拠点としての機能の充実を図ります。											
担当	障害福祉課											
数値目標名 (P) (D)	単位	令和 5年度 実績	令和6年度			令和7年度			令和8年度			
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	
就労継続者数	人	334	320	358	112%	336	380	113%	352			
	成果・評価 (D) (C)						次年度における取組等 (A)					
令和6年度	一定の職種に限り雇用義務が軽減される除外率の引き下げが令和7年4月に実施され、また令和8年7月以降に予定されている法定雇用率2.7%への引き上げ、新型コロナウイルス感染症後の事業拡大などの様々な背景があり、企業の採用活動は活発化、61名が新規就労に結びつきました。一方で採用活動が活発化したことにより、企業と求職者のマッチングが十分なされないまま就職となるケースでは、早期離職につながる場合もありました。						法定雇用率引き上げが予定され、今後も企業の採用活動は一層活発に行われることが見込まれます。早期離職を減らすために、相談の場や企業実習を積極的に活用し、求職者と企業の双方にとってより高いマッチングを図っていきます。より質の高い職場環境のアセスメントにも取り組み、より充実したマッチングと継続就労の実現を目指していきます。					
令和7年度	登録者数は894名、実就労者数は438名となり、前年度から増加しています。また、新規就労者は64名となり、企業実習や職業相談、就職準備支援を通じて、本人の希望や状況に応じた就労支援を進めることができました。一方で、離職者は53名となっており、就職後の職場適応、本人の体調や生活面の課題、配慮事項の整理不足などが就労継続に影響している状況も見られました。若年層、就労未経験者、手帳未所持者、休職・転職相談など相談内容が多様化していることに加え、企業の活発な採用活動が依然として続いている状況もあり、企業と求職者のマッチングが十分なされないまま就職となるケースでは、早期離職につながる場合もありました。						令和8年度は、法定雇用率2.7%への引き上げを踏まえ、求職者と企業の双方に対する支援を継続し、就労機会の確保と就労継続の両面から取り組みを進めます。特に、若年層、就労未経験者、休職中の方、手帳未所持者等については、本人の希望だけでなく、体調、生活状況、職業経験、働きづらさ、必要な配慮事項を整理し、継続可能な働き方につなげていきます。引き続き、より充実したマッチングと継続就労の実現を目指していきます。					

事業名	就労促進助成事業								事業番号	3-1-3		
事業概要 (P)	一般就労を目指す障害者が企業等での実習を行う際に、実習を行う障害者就労支援センター登録者等に体験手当を支給することで、障害者の就労・雇用を促進していきます。 また、区内中小企業等に対して職業体験受入れ奨励金を助成し、実習機会の拡大及び障害者への理解を深めるとともに、区内中小企業等の障害者雇用促進の取組をサポートします。											
担当	障害福祉課											
数値目標名 (P) (D)	単位	令和 5年度 実績	令和6年度			令和7年度			令和8年度			
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	
企業実習日数 (障害者職業 体験助成)	日	146	190	174	92%	200	171	86%	210			
職業体験受入 れ日数(中小企 業等障害者職 業体験受入れ 助成)	日	40	85	26	31%	90	40	44%	95			
	成果・評価 (D) (C)						次年度における取組等 (A)					
令和6年度	法定雇用率が段階的に引き上げられている中、区内企業の障害者雇用へのニーズは高まりを見せ、職業体験助成については実績の増加がみられます。中小企業等障害者職業体験受入れ助成については、雇用ニーズの高まりを踏まえ、助成対象の拡大を行いました。また、実績の増加にはつながりませんでした。また、両事業ともに目標値には達しない数値となりました。 【障害者職業体験助成事業】 企業等実習：33回・156日・延べ22人 庁内実習（区役所内）：18回・18日・延べ53人 【中小企業等障害者職業体験受入れ助成事業】 職業体験受入れ奨励金：5件・2社・26日 雇用促進奨励金：0社						この実績を踏まえ、区内企業への事業周知を行っていき、活用促進を図っていきます。また、障害者職業体験助成事業についても、さらなる実績の増加を図るため、障害当事者の方や区内事業所等及び、庁内実習の受け手となる庁内各所管への周知も行っていきます。					
令和7年度	法定雇用率が段階的に引き上げられている中、区内企業の障害者雇用へのニーズは高まりを見せておりますが、職業体験助成については、昨年度実績と比較し横ばいの数値となっております。中小企業等障害者職業体験受入れ助成については、昨年度実績より増加となり、職業体験受け入れを通じた、障害者雇用も1件ありました。 【障害者職業体験助成事業】 企業等実習：26回・117日・延べ21人 庁内実習（区役所内）：22回・22日・延べ54人 【中小企業等障害者職業体験受入れ助成事業】 職業体験受入れ奨励金：7件・1社・40日 雇用促進奨励金：1社						庁内実習については、実績の伸びが見られたものの、企業実習については昨年度と比較し、減少したため、庁内各課だけでなく、区内企業へのさらなる事業周知を行い、活用促進を図っていきます。					

事業名	重度障害者等就労支援事業							事業番号	3-1-4		
事業概要 (P)	民間企業が重度障害者等を雇用するに当たり、障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても当該重度障害者等の雇用継続に支障が残る場合や、重度障害者等が自営業者等として働く場合において、重度障害者等の通勤や職場等における支援を行うことで、重度障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保します。※令和5年度より事業実施										
担当	障害福祉課										
数値目標名 (P) (D)	単位	令和 5年度 実績	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
実利用者数	人	0	1	3	300%	1	3	300%	2		
	成果・評価 (D) (C)						次年度における取組等 (A)				
令和6年度	事業利用周知の効果が現われ、昨年度まで実績がなかったものの、今年度は目標を上回る利用が見られました。一方で、利用者の障害種別には偏りが生じている状況です。						引き続き対象者への周知を行うとともに、障害のある方々が日常生活および社会生活を安心して送ることができるよう、支援の充実・強化を図っていきます。				
令和7年度	令和6年度に比べ利用者数に増減なく、目標を上回る利用が見られました。一方で、利用者の障害種別には偏りが生じている状況です。						引き続き対象者への周知を行うとともに、障害のある方々が日常生活および社会生活を安心して送ることができるよう、支援の充実・強化を図っていきます。				

事業名	就業先企業への支援							事業番号	3-2-1		
事業概要 (P)	法定雇用率の引上げやそれに伴う納付金制度の対象企業の範囲拡大等により障害者雇用に取り組む企業が増えていることを踏まえ、障害者理解のための情報提供や、合理的配慮の提供の下で雇用促進が図られるよう、企業への相談支援を行うとともに、精神障害者の雇用機会の拡大に対応できる相談体制について充実を図ります。 また、雇用管理やキャリア支援、人材育成の方法、メンタルヘルスなど企業の相談内容の多様化に対応するため、企業支援体制の充実を図ります。										
担当	障害福祉課										
数値目標名 (P) (D)	単位	令和 5年度 実績	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
企業への 支援件数	件	1,048	1,366	1,441	105%	1,379	1,574	114%	1,392		
	成果・評価 (D) (C)						次年度における取組等 (A)				
令和6年度	登録者の就業先へは定期的に訪問し、電話などによる相談にも対応するとともに、障害者雇用を新たに進める区内企業からの相談にも応じました。就労する登録者は425名に増加しており、ニーズに応じた定着支援に取り組みました。講演会では、主に企業担当者を対象に雇用管理や働き方をテーマとし開催、59名が参加しました。 職務や役割、職場においてどのような合理的配慮が必要かなどの準備が不十分なまま採用を進めてしまい相談に至るケースも少なくない状態でした。						採用前、採用直前、採用後のステージごとに企業側のニーズは異なることを踏まえ、雇用管理の視点で人材活用や質の高い雇用につながるよう相談に取り組むとともに、企業と求職者双方がより質の高いマッチングに結びつくことを目指し支援に取り組みます。				
令和7年度	企業・就職先への支援件数が1,574件となり、目標1,379件を上回りました。障害者雇用に取り組む企業や登録者の就業先に対し、電話、訪問、来所等により、採用前の相談、雇用後の職場定着、配慮事項の整理、職場環境に関する助言を行いました。企業実習は19件実施(内9件が雇用も検討)し、うち4名が実習先企業への就職に結びつきました。また、区内企業に対して職業体験受入れ助成事業の周知を行い、実雇用につながった事例もありました。一方で、採用活動が活発化する中、職務内容、受入体制、合理的配慮、本人とのマッチングが十分に整理されないまま相談に至るケースもあり、採用前から採用後までを見通した企業支援の重要性は前年度より継続し高い状態にありました。						令和8年度は、法定雇用率2.7%への引き上げにより、障害者雇用に新たに取り組む企業や、雇用管理に課題を抱える企業からの相談が増えることを見据え、引き続き支援の充実に向け取り組みます。採用前の段階では、職務の切り出し、実習受入れ、配慮事項の整理、受入体制づくりに関する相談を行い、採用後は、本人・企業双方への定期的なフォローを通じて、職場で生じる課題の早期把握と調整を図って参ります。				

事業名	安定した就業継続への支援							事業番号	3-2-2		
事業概要 (P)	就労先への定期的な職場訪問の実施や定期的な個別面談を通して、職場の人間関係等の困りごと等の相談に応じ、就業継続に向けた支援を行います。教育機関（特別支援学校等）や職業訓練校、就労系事業所（就労移行支援・就労継続支援等）からの就職者に対しても、各機関との連携を図りながら職場定着支援を実施します。 また、生活の中で生じた課題等については地域の関係機関と連携し、安定した職業生活を送ることができるように支援します。										
担当	障害福祉課										
数値目標名 (P) (D)	単位	令和 5年度 実績	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
職場定着支援 数	件	3,051	3,819	3,446	90%	3,857	4,391	114%	3,895		
	成果・評価 (D) (C)							次年度における取組等 (A)			
令和6年度	就業継続意欲の向上を目的とした「就労継続を祝う会」では、小ホールにて記念行事を実施しました。主に知的障害のある方を対象に、金銭管理や生活に関わることを学ぶ「生活講座」は計6回開催、月1回程度の「たまり場事業」として、東洋大学の学生食堂や地域のコミュニティスペースである「ワークスペースさきちゃんち」を借りて実施しました。定着支援の内容は業務内容や職場環境を確認しながら、企業へ伝えている配慮事項の整理、今後の働き方についてキャリア視点も含め相談を重ねました。職場訪問では、職場環境のアセスメントや人事担当、現場担当者へのアドバイスや相談を実施しました。就職後の支援は全件数で4,935件となりました。							就労を続ける過程で生活面や医療面の支援を必要とする方は多く、安定した職業生活を送るうえで単独の機関だけでは十分な支援を提供しきれないケースがあります。そのため、地域の関係機関と連携し、地域全体で職業生活を支える取り組みを進めていきます。 また、育児や介護といったライフイベントが就業生活に影響を及ぼすこともあるため、企業とも協同しながら就労継続に取り組む体制を引き続き整えていきます。			
令和7年度	職場定着支援件数が4,391件となり、目標3,857件を上回りました。登録者本人への面談、就業先企業への訪問・電話相談、関係機関との連携を通じて、業務内容、職場環境、配慮事項、今後の働き方に関する相談に対応しました。相談支援件数全体は9,860件であり、そのうち職場定着支援が就労支援件数の大きな割合を占め、就職後の支援ニーズが高い状況が続いています。また、生活支援は2,448件となり、就労後の生活リズム、体調管理、家族関係、介護・育児等が就業継続に影響する相談もありました。就労継続を祝う会、生活講座、たまり場等も実施し、職業生活を支える余暇・生活面の支援にも取り組みました。							令和8年度は、職場定着支援を継続し、本人面談、企業訪問、関係機関連携を通じて、就業継続に影響する課題を早期に把握し、必要な調整を行います。特に、就労後に生じる体調変化、生活リズムの乱れ、家族関係、介護・育児、医療面の課題については、センター単独で抱え込まず、基幹相談支援センター、生活あんしん拠点、保健サービスセンター、医療機関等と連携して対応します。また、企業に対しては、本人の特性や配慮事項を踏まえた職場環境調整、業務内容の見直し、相談しやすい体制づくりについて助言を行い、本人と企業の双方が安定して就業を継続できる支援に取り組んで参ります。			

事業名	福祉施設から一般就労への移行 ◇							事業番号	3-3-1			
事業概要 (P)	就労移行支援及び就労継続支援等の福祉施設を利用する障害者が、一般就労へ移行し定着することを推進します。 また、福祉施設との連携を深めるとともに、様々な就労支援に関する情報提供を行うことで、福祉施設利用者が就労支援の利用につながる環境づくりを進めます。											
担当	障害福祉課											
数値目標名 (P) (D)	単位	令和 5年度 実績	令和6年度			令和7年度			令和8年度			
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	
移行人数	人	11	8	9	113%	10	15	150%	12			
	成果・評価 (D) (C)						次年度における取組等 (A)					
令和6年度	福祉施設から障害者就労支援センターを経由して一般就労に移行した方は9人であり、対前年度比で2人の減となりましたが目標の数値は超える実績となりました。法定雇用率の上昇に伴い、企業における障害者雇用の意欲は高いものの、生活習慣や医療面の支援、就労に関するスキルの習得に時間がかかる方も多く、移行人数の減少につながりました。 なお、障害者就労支援センターを経由せずに、直接福祉施設から一般就労に移行した方は、前年度と比べて21人増の72人でした。						一般就労への移行人数は目標人数は達成する数値となっているものの、昨年度実績からは減少しています。さらなる実績の増加を図るため、福祉施設や就労支援センターなど、様々な機関との連携を深め、一般就労を検討する障害のある方への支援を進めていきます。					
令和7年度	福祉施設から障害者就労支援センターを経由して一般就労に移行した方は15人であり、対前年度比で6人の増となり、目標の数値を超える実績となりました。令和8年7月からの法定雇用率の引き上げに伴い、企業における障害者雇用意欲のさらなる向上が見られ、移行人数の上昇につながりました。 なお、障害者就労支援センターを経由せずに、直接福祉施設から一般就労に移行した方は、前年度と比べて19人増の91人でした。						昨年度実績より移行人数が増加し、目標人数も達成する数値となっています。引き続き、移行人数の増加を達成できるよう、就労支援センターをはじめ、福祉施設など関係機関と連携を深め、一般就労を検討する障害のある方への支援を進めていきます。					

様式3【数値目標あり（毎年度）】											
事業名	就労選択支援 ◇								事業番号	3-3-2	
事業概要（P）	就労アセスメントの手法を活用して整理した情報に係る書面の作成・提供、関係機関との意見交換等を行うことにより、障害者本人が一般就労や就労系障害福祉サービス事業所などを自ら選択することや、就労開始後の配慮事項の整理等を通じて本人の能力や適性、地域社会や地域の事業所の状況に合った選択ができることを目指して、必要な支援を行います。※令和7年10月より実施予定										
担当	障害福祉課、予防対策課										
数値目標名（P）（D）	単位	令和5年度実績	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
実利用者数	人	-	-	-	-	138	0	0%	144		
	成果・評価（D）（C）					次年度における取組等（A）					
令和6年度	-					-					
令和7年度	令和7年10月から事業が実施されていますが、実績は0人で目標に達していません。事業開始初期の段階であり、近隣の就労選択支援事業所が少なく、障害種別や作業場面等を考慮すると、利用できる事業所の選択肢が少なかったことが要因の一つとして考えられます。					障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、特別支援学校と連携し、保護者向け事業説明会を実施するなど事業周知を行っていきます。 また、近隣の事業所について情報収集し、事業所や計画相談支援事業所と連携を図りながら、関係機関と連携して支援を行っていきます。必要な情報を提供するなどの支援を継続していきます。					

事業名	就労移行支援 ◇								事業番号	3-3-3	
事業概要 (P)	一般企業への就労を希望する障害者に対し、一定期間就労に必要な知識や能力の向上のために訓練等を行い、障害者の一般就労を促進します。										
担当	障害福祉課、予防対策課										
数値目標名 (P) (D)	単位	令和 5年度 実績	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
実利用者数	人	107	110	96	87%	112	114	102%	114		
延利用日数	日	11,962	13,530	11,330	84%	13,776	13,134	95%	14,022		
	成果・評価 (D) (C)						次年度における取組等 (A)				
令和6年度	前年度と比較して実利用者数・延利用日数ともに減少しました。特別支援学校卒業後、就労継続支援や生活介護を選択する利用者が増えていることが要因として考えられます。						障害者就労支援センターや就労系サービス事業所・支援機関と連携し、利用希望者に情報提供を行い、適切な訓練を効果的に受けられるよう支援していきます。				
令和7年度	前年度と比較して実利用者数、延利用日数が増加しました。特別支援学校卒業後、一般就労等も視野に入れている利用者が増えていることが要因として考えられます。						障害者就労支援センターや就労系サービス事業所・支援機関と連携し、利用希望者に情報提供を行い、適切な訓練を効果的に受けられるよう支援していきます。				

事業名	就労継続支援（A型・B型） ◇								事業番号	3-3-4	
事業概要（P）	一般企業での就労が困難な障害者に対して、働く場を継続的に提供するとともに、知識や能力の向上を図るために必要な支援を行います。										
担当	障害福祉課、予防対策課										
数値目標名（P）（D）	単位	令和5年度実績	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
【A型】実利用者数	人	13	23	12	52%	26	14	54%	30		
【A型】延利用日数	日	1,758	3,450	1,832	53%	3,900	2,151	55%	4,500		
【B型】実利用者数	人	306	299	309	103%	304	329	108%	310		
【B型】延利用日数	日	45,972	45,000	44,538	99%	45,450	46,887	103%	45,904		
	成果・評価（D）（C）					次年度における取組等（A）					
令和6年度	A型事業所は、実利用者数・利用日数ともにほぼ横ばいとなっています。 B型事業所の実利用者数については3名増加したものの、延利用日数は減少しました。 高齢化に伴い、毎日の通所が難しい利用者が増えたこと等が要因と考えられます。					引き続き、利用希望者への説明を丁寧に行い、利用者のニーズに応じていきます。事業所等の情報提供を行うとともに、各利用者の心身の状況に鑑み、適切な支援を受けられるよう、サービス提供事業所等と連携を図っていきます。					
令和7年度	昨年度と比較してA型事業所は、実利用者数・延利用日数ともに増加しています。また、B型事業所の実利用者数・延利用日数についても増加しています。 区内・近隣区の新規開設事業所が増え、作業内容等の選択肢が広がったことが利用増の要因の一つとして考えられます。					引き続き、利用希望者への説明を丁寧に行い、利用者のニーズに応じていきます。事業所等の情報提供を行うとともに、各利用者の心身の状況に鑑み、適切な支援を受けられるよう、サービス提供事業所等と連携を図っていきます。					

事業名	就労定着支援 ◇							事業番号	3-3-5 (3-2-4再掲)		
事業概要 (P)	就労移行支援等を利用し一般就労した障害者について、一定の期間にわたり、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、生活リズム・家計・体調管理等の指導・助言や、事業所・家族との連絡調整等支援を行います。										
担当	障害福祉課、予防対策課										
数値目標名 (P) (D)	単位	令和 5年度 実績	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
実利用者数	人	51	49	58	118%	53	65	122%	57		
	成果・評価 (D) (C)					次年度における取組等 (A)					
令和6年度	就労移行支援を利用した後、就労定着支援を利用する方が増加しています。障害のある方が長く職場に定着できるよう、就労に伴う生活面の課題等に対して、連絡調整や指導・助言により、安定した就労継続を支援しています。					事業所との連携を充実させ、適切な支給ができるよう、連絡調整等の支援を行います。					
令和7年度	就労移行支援を利用した後に就労することが決まったものの、引き続き就労定着のために支援が必要な障害者数は年々増加している状況があります。障害のある方が長く職場に定着できるよう、就労に伴う生活面の課題等に対して、連絡調整や指導・助言により、安定した就労継続を支援しています。					障害者が安定して就労を継続できるよう、引き続き事業所と連携し、適切な支給ができるよう連絡調整等の支援を行います。					

事業名	発達健康診査							事業番号	4-1-2		
事業概要 (P)	運動発達の遅れや精神発達の偏りが疑われる乳幼児について、専門医による診察・相談を行い、子どもの発達の問題を早期発見するとともに、関係機関と連携し適切な療育につなげます。										
担当	保健サービスセンター										
数値目標名 (P) (D)	単位	令和 5年度 実績	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
乳幼児発達健康 診査実施回数	回	24	24	24	100%	24	24	100%	24		
乳幼児発達健康 診査受診者数	人	154	150	140	93%	150	135	90%	150		
	成果・評価 (D) (C)						次年度における取組等 (A)				
令和6年度	小児科医による健康診査を行い、子どもの発達の課題を早期発見し、対応について保護者に個別指導を行いました。 また、必要に応じて医療機関の紹介を行い、教育センター等の関係機関と連携し、適切な療育につなげました。						今後も引き続き、発達の遅れや発達障害が疑われる子どもを発達健康診査につなげるとともに、不安を抱える保護者の相談に応じ、早期に適切な療育等を受けることができるよう関係機関と連携していきます。				
令和7年度	小児科医による健康診査を行い、子どもの発達の課題を早期発見し、対応について保護者に個別指導を行いました。 また、必要に応じて医療機関の紹介を行い、教育センター等の関係機関と連携し、適切な療育につなげました。						今後も引き続き、発達の遅れや発達障害が疑われる子どもを発達健康診査につなげるとともに、不安を抱える保護者の相談に応じ、早期に適切な療育等を受けることができるよう関係機関と連携していきます。				

事業名	児童発達支援センターの運営		事業番号	4-2-1
事業概要・計画目標（P）	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うとともに、各種事業を実施し、地域の障害児支援に取り組みます。 また、国の基本指針を踏まえ、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に向け検討等を行います。			
担当	教育センター			
	成果・評価（D）（C）		次年度における取組等（A）	
令和6年度	支援を必要とする子どもを多面的な視点でとらえ総合的に支援するとともに、他機関との連携を強化し、発達支援の充実を図りました。		引き続き、支援を必要とする子どもへのより効果的な支援及び、児童発達支援センターの機能強化を図っていきます。	
令和7年度	支援を必要とするこどもに対し、多職種による適切なアセスメントに基づく発達支援、家族支援を提供するとともに、在籍園や学校等、関係機関との連携の充実を図りました。		引き続き、支援を必要とするこどもに対する高度な専門性に基づく支援を実施し、児童発達支援センターの機能強化を図っていきます。	

事業名	医療的ケア児支援体制の構築 ◇	事業番号	4-2-3
事業概要・計画目標 (P)	医療的ケア児が、未就学期・学齢期・成人期のライフステージに応じて円滑かつ適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による連絡会を開催し、適切な支援体制の構築に向けた課題・対策等について協議を行います。		
担当	事務局：障害福祉課		
	成果・評価 (D) (C)	次年度における取組等 (A)	
令和6年度	医療的ケア児支援連絡会を2回開催しました。その他、各課の取り組みや活動報告、東京都医療的ケア児支援センターからの事業説明等を行いました。	課題の整理、支援体制の構築及び課題解決に向けた取組について引き続き検討を行います。	
令和7年度	医療的ケア児支援連絡会を2回開催しました。その他、「医療的ケアを必要とするお子様の生活に関する調査」を実施しました。	課題の整理、支援体制の構築及び課題解決に向けた取組について引き続き検討を行います。	

事業名	医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置 ◇							事業番号	4-2-4		
事業概要 (P)	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進します。										
担当	障害福祉課										
数値目標名 (P) (D)	単位	令和 5年度 実績	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
配置人数	人	10	9	12	133%	10	15	150%	11		0%
	成果・評価 (D) (C)						次年度における取組等 (A)				
令和6年度	区内相談支援事業所に所属する職員1人及び区職員1人が、東京都が実施している医療的ケア児支援コーディネーター養成研修を受講し、修了しました(延べ12人修了)。また、医療的ケア児支援連絡会等を開催し、情報共有、連携強化を図りました。						引き続き、コーディネーター養成研修の受講を促し、人材確保を図るとともに、研修を修了したコーディネーターを活用した支援体制の強化を図っていきます。				
令和7年度	医療的ケア児支援関係機関の職員2人及び区職員1人が、東京都が実施している医療的ケア児支援コーディネーター養成研修を受講し、修了しました(延べ15人修了)。また、医療的ケア児支援連絡会等を開催し、情報共有、連携強化を図りました。						引き続き、コーディネーター養成研修の受講を促し、人材確保を図るとともに、研修を修了したコーディネーターを活用した支援体制の強化を図っていきます。				

事業名	障害児相談支援 ◇								事業番号	4-2-7	
事業概要 (P)	児童福祉法に基づき、障害児通所支援を利用する前に障害児の心身の状況、環境、その保護者の障害児通所支援利用に関する意向、その他事情を聞き取り、個々の状況に応じた障害児支援利用計画等を作成し、通所支援事業者と連絡調整を行います。さらに、定期的にモニタリングを行い、利用状況に応じて計画の見直しを行うなど、ケアマネジメントによるきめ細かい支援を行います。 障害児通所支援利用者が増えていることから、障害児相談支援の利用を希望する障害児が相談支援を受けられる体制を目指します。										
担当	障害福祉課、予防対策課										
数値目標名 (P) (D)	単位	令和 5年度 実績	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
計画作成者数	人	397	489	420	86%	542	442	82%	574		
計画作成割合	%	46	56	44	79%	59	43	73%	61		
	成果・評価 (D) (C)						次年度における取組等 (A)				
令和6年度	計画作成者は23人増加したものの、計画作成者数・作成割合ともに、目標達成には至らず、作成割合に関しては、昨年度実績より低下しました。 区が委託する障害児相談支援事業所では、困難ケースやセルフプランケースに対応していますが、新規や転入での障害児通所支援等の利用児増に伴う、指定特定障害児相談支援事業所の利用ニーズには対応できていない結果となりました。						新規・転入の障害児通所支援等の利用児数の増加に伴う、障害児相談支援の利用希望者数の増加傾向にある中、障害児計画相談者数が微増しても作成割合が上がらない状況となります。 新規の指定特定障害児相談支援事業所もしくは相談支援専門員が増える取組や委託事業者数の拡大について検討を進めます。				
令和7年度	計画作成者は22人増加したものの、計画作成者数・作成割合ともに目標達成には至らず、作成割合に関しては、新規・転入の障害児通所支援等の利用児数の増加に伴う障害児相談支援の利用対象者数の増加により、昨年度実績より低下しました。 指定特定相談支援事業所の開設相談の際に地域ニーズを伝えることにより新規事業者の開設に繋がり、また、委託の相談支援事業所も1事業所増設となりました。						障害児相談支援事業所の開設に伴い、希望する方がサービスを利用できるよう、利用ニーズを窓口等で捉え、着実に障害児相談支援事業所へつなぎの支援を行っていきます。 また、相談対応格差が生まれないよう、指定特定相談支援事業所連絡会において各事業所の課題の共有や連携体制の構築を図っていきます。				

事業名	医療的ケア児在宅レスパイト事業								事業番号	4-2-8	
事業概要 (P)	保護者等が、休息、就労又は就職活動の理由により在宅介護を行うことができない場合に、看護師又は准看護師を居宅に派遣し、保護者等に代わって医療的ケア児の医療的ケア等を行います。										
担当	障害福祉課										
数値目標名 (P) (D)	単位	令和 5年度 実績	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
実利用申請者 数	人	277	19	31	163%	19	31	163%	19		
実利用回数	回	199	81	332	410%	81	469	579%	81		
	成果・評価 (D) (C)						次年度における取組等 (A)				
令和6年度	令和5年度より、年度の利用時間を144時間に引き上げたことにより、申請者数・実施利用回数ともに年々増加しています。						令和7年度より、利用時間数を288時間へ引き上げます。今後も保健師や関係機関と連携を図り、事業の周知に取り組んでいきます。				
令和7年度	令和7年度より、年度の利用時間を288時間に引き上げ、派遣先に学校等を追加したことにより、申請者数に増減はないものの、実施利用回数が増加しています。						今後も保健師や関係機関と連携を図り、事業の周知に取り組んでいきます。				

事業名	障害児通所支援事業所における重症心身障害児等の支援充実に向けた検討 ◇	事業番号	4-2-9
事業概要・計画目標 (P)	主に重症心身障害児や医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保・充実に向けて、課題等を整理し対策の検討を行います。		
担当	障害福祉課		
	成果・評価 (D) (C)	次年度における取組等 (A)	
令和6年度	休止していた医療的ケア児が利用可能な放課後等デイサービス事業所が、令和7年1月から再開しました。 また、児童発達支援そよかぜにおいて1人、放課後等デイサービスほっこりにおいて2人、医療的ケア児の受入れを行いました。	補助制度の周知など、引き続き、重症心身障害児や医療的ケア児が利用できる児童発達支援や放課後等デイサービス等を整備するための方策を検討していきます。 また、児童発達支援そよかぜ及び放課後等デイサービスほっこりにおいて、引き続き、医療的ケア児が安全で専門的な療育を受けられる体制を継続していきます。	
令和7年度	4月より、元町ウェルネスパーク内で医療的ケア児支援ルーム事業を開始し、2人の受入れを行いました。 また、放課後等デイサービスほっこりにおいて1人、医療的ケア児の受入れを行いました。	補助制度の周知など、引き続き、重症心身障害児や医療的ケア児が利用できる児童発達支援や放課後等デイサービス等を整備するための方策を検討していきます。 また、児童発達支援そよかぜ及び放課後等デイサービスほっこりにおいて、引き続き、医療的ケア児が安全で専門的な療育を受けられる体制を継続していきます。	

事業名	児童発達支援 ◇								事業番号	4-3-1	
事業概要 (P)	児童福祉法に基づき、主に未就学の障害児を対象に心身の発達を促し、日常生活における基本的な動作等の習得、社会生活・集団生活などへの適応能力の向上を図るために個々に応じた適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。										
担当	障害福祉課、予防対策課										
数値目標名 (P) (D)	単位	令和5年度実績	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
実利用者数	人	327	285	342	120%	287	330	115%	289		
延利用日数	日	25,513	25,650	26,624	104%	25,830	25,146	97%	26,010		
	成果・評価 (D) (C)						次年度における取組等 (A)				
令和6年度	実利用者数・延利用日数ともに増加しており、延利用日数は、前年度に引き続き顕著に増加しています。新規事業所の開設により、一人の児童が、継続的に利用し支援を受けるケースや複数事業所の支援を利用するケースが増えていることが考えられます。						事業所により、提供する訓練内容や特徴が異なるため、事業内容の把握を行っていきます。そのうえで、利用希望者のニーズに沿った事業所等の情報提供を行い、より適切な療育を効果的に受けられるよう支援していきます。				
令和7年度	実利用者数・延利用日数ともに微減しておりますが、実利用者数は目標値に達しており、延利用日数も達成率97%と高い利用率となっています。保護者の就労等により、保育園や幼稚園との併用で児童発達支援を利用する家庭が多くみられていることが、利用日数減少の要因の一つではないかと考えられます。						事業所により、提供する訓練内容や特徴が異なるため、事業内容の把握を行っていきます。そのうえで、利用希望者のニーズに沿った事業所等の情報提供を行い、より適切な療育を効果的に受けられるよう支援していきます。				

※事業番号4 - 3 - 2「医療型児童発達支援」は本事業に統合しました。

事業名	医療型児童発達支援 ◇							事業番号	4-3-2		
事業概要 (P)	児童福祉法に基づき、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援を要する児童に対し、児童発達支援及び治療を行い、障害児の心身の発達促進を図ります。										
担当	障害福祉課、予防対策課										
数値目標名 (P) (D)	単位	令和 5年度 実績	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
実利用者数	人	0	2	-	-	3	-	-	4	-	-
延利用日数	日	0	132	-	-	198	-	-	264	-	-
	成果・評価 (D) (C)					次年度における取組等 (A)					
令和6年度	医療型児童発達支援については、令和6年度より、児童発達支援に一元化しました。					-					

事業名	居宅訪問型児童発達支援 ◇								事業番号	4-3-3	
事業概要 (P)	重度の障害等の状態にある障害児であって、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを利用するために外出することが著しく困難な障害児について、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等を行います。										
担当	障害福祉課、予防対策課										
数値目標名 (P) (D)	単位	令和 5年度 実績	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
実利用者数	人	9	10	14	140%	11	14	127%	12		
延利用日数	日	357	230	580	252%	253	618	244%	276		
	成果・評価 (D) (C)						次年度における取組等 (A)				
令和6年度	前年度と比較し、利用者数は微増、利用日数は大幅に目標を上回りました。サービスの利用希望は増えているため、引き続き計画相談支援事業所等の関係機関と連携を図りながら支援を行います。						来年度も対象児の障害状況を勘案した上で適切なサービス量を支給し、関係機関との連携を図っていきます。				
令和7年度	前年度と比較し、利用者数は変わりませんでしたが、利用日数は大幅に目標を上回りました。サービスの利用希望は増えているため、引き続き計画相談支援事業所等の関係機関と連携を図りながら支援を行います。						来年度も対象児の障害状況を勘案した上で適切なサービス量を支給し、関係機関との連携を図っていきます。				

事業名	保育所等訪問支援 ◇							事業番号	4-3-4		
事業概要 (P)	集団生活の適応のために支援が必要な保育所等に通う障害児について、その施設を訪問し、専門的な支援を行います。										
担当	障害福祉課、予防対策課										
数値目標名 (P) (D)	単位	令和 5年度 実績	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
実利用者数	人	35	24	57	238%	27	70	259%	30		
延利用日数	日	399	216	609	282%	243	730	300%	270		
	成果・評価 (D) (C)						次年度における取組等 (A)				
令和6年度	利用者の増加により、受入施設の理解が進むとともに、令和5年度に設置された区内事業所の利用者が増加しています。						関係機関と事業所が共に連携が図れるよう制度の理解を促すとともに、障害児が集団生活へ適応していけるよう、引き続き適切なサービス支給決定を行います。				
令和7年度	区内には1事業所しかないにも関わらず実利用者数、延利用日数ともに近年急増しています。特に1人当たりの利用日数が大幅に増加している状況があります。						障害児が集団生活へ適応していけるよう、障害児の個別の事情を勘案し、引き続き適切なサービス支給決定を行っていきます。				

事業名	保育園要配慮児保育							事業番号	4-3-6 (4-4-1再掲)		
事業概要 (P)	区立・私立保育園において、心身の発達に関し特別な配慮が必要な児童に対し、個別指導計画に基づく集団保育を実施します。										
担当	幼児保育課										
数値目標名 (P) (D)	単位	令和 5年度 実績	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
要配慮児数	人	161	176	188	107%	176	174	99%	176		0%
	成果・評価 (D) (C)						次年度における取組等 (A)				
令和6年度	特別な配慮が必要な児童に対し、非常勤職員等を配置するなど個別指導計画に基づく保育を実施し、児童の健やかな発達を促進しました。 対象児童合計：69園 【内訳】区立：18園（88人）、私立：51園（100人）						今後も特別な配慮が必要な児童に対し、引き続き各園で個別指導計画を作成し、児童の健やかな発達のための支援の充実を図っていきます。				
令和7年度	特別な配慮が必要な児童に対し、非常勤職員等を配置するなど個別指導計画に基づく保育を実施し、児童の健やかな発達を促進しました。 対象児童合計：67園 【内訳】区立：18園（81人）、私立：49園（93人）						今後も特別な配慮が必要な児童に対し、引き続き各園で個別指導計画を作成し、児童の健やかな発達のための支援の充実を図っていきます。				

事業名	幼稚園特別保育	事業番号	4-3-7 (4-4-2再掲)
事業概要・計画目標 (P)	区立幼稚園において、特別な支援が必要な幼児が集団の中で生活することを通して、幼稚園教育の機能や特性を活かしながら、その幼児の発達を促進するため、専門家による指導助言や特別保育を補助する支援員の配置等を行います。		
担当	教育指導課、教育センター		
	成果・評価 (D) (C)	次年度における取組等 (A)	
令和6年度	・区立幼稚園における特別保育のため、会計年度任用職員（特別保育支援員）の配置を行いました。 ・特別保育児の認定を行い、個に応じた支援を図りました（継続42人、新規23人）。 ・幼小中の連携を意識するとともに保護者、専門機関との連携を深めるため、個別指導計画に加え、個別の教育支援計画を作成しました。 ・特別保育支援員の研修を教育指導課と教育センターで連携して実施し、資質・能力の向上を図りました。 ・バリアフリーパートナー制度を活用し、サポート体制の充実を図りました。	・区立幼稚園及び幼稚園型認定こども園において、特別保育支援員の配置を適切に行い、個に応じた支援の充実を図ります。 ・個別の教育支援計画及び個別指導計画の作成により、関係機関や保護者と連携し、成果を確認します。 ・引き続き、特別保育支援員の研修の中で資質・能力の向上を図っていくために、研修内容の精選を行います。 ・バリアフリーパートナー制度を適切に運用し、きめ細かいサポートを行います。	
令和7年度	・区立幼稚園及び幼稚園型認定こども園における特別保育のため、会計年度任用職員（特別保育支援員）の配置を行いました。 ・特別保育児の認定を行い、個に応じた支援を図りました（継続35人、新規32人）。 ・幼小中の連携を意識するとともに保護者、専門機関との連携を深めるため、個別指導計画に加え、個別の教育支援計画を作成しました。 ・特別保育支援員の研修を教育指導課と教育センターで連携して実施し、資質・能力の向上を図りました。 ・バリアフリーパートナー制度を活用し、サポート体制の充実を図りました。	・区立幼稚園及び幼稚園型認定こども園において、特別保育支援員の配置を適切に行い、引き続き個に応じた支援の充実を図ります。 ・個別の教育支援計画及び個別指導計画の作成により、関係機関や保護者と連携し、成果を確認します。 ・引き続き、特別保育支援員の研修の充実を図り、資質・能力の向上に努めていきます。 ・バリアフリーパートナー制度を適切に運用し、きめ細かいサポートを行います。	

事業名	就学前相談体制の充実	事業番号	4-3-8
事業概要・計画目標 (P)	専門の委員からなる特別支援教育相談委員会を設置し、就学において特別な支援を必要とする児童・生徒の個々の特性に応じて、可能な限り保護者の意向を尊重したうえで、適切な支援を受けられるようにします。		
担当	教育指導課		
	成果・評価 (D) (C)	次年度における取組等 (A)	
令和6年度	・特別支援教育相談委員会において、特別な支援を要する児童・生徒の保護者からの相談を受け、就学、転学、通級に関する相談を行いました。 - 就学相談：小学校211件、中学校49件 - 転学相談：小学校37件、中学校7件 - 通級相談：小学校16件（在校生） - 学びの教室相談：小学校88件（在校生） - アドバンスルーム相談：中学校13件（在校生） ・各学校における特別支援学級説明会について設置校全校にて実施しました。また、教育委員会主催の保護者向けの就学相談説明会を開催し、就学相談に関する情報提供の充実を図りました。 ・就学相談を円滑に進められるよう、行動観察の進め方等について改善を図りました。	・相談件数は増加傾向にあり、前年度比で大幅増となりました。適切で円滑な就学相談を実施できるよう、相談体制の整備、充実を推進していきます。 ・在籍園、教育センター等の関係機関と連携しながら、児童・生徒・保護者が安心して就学できるように、引き続き情報提供等の支援の充実を図っていきます。	
令和7年度	・特別支援教育相談委員会において、特別な支援を要する児童・生徒の保護者からの相談を受け、就学、転学、通級に関する相談を行いました。 - 就学相談：小学校189件、中学校78件 - 転学相談：小学校43件、中学校4件 - 通級相談：小学校6件（在校生） - 学びの教室相談：小学校73件（在校生） - アドバンスルーム相談：中学校17件（在校生） ・各学校における特別支援学級説明会について設置校全校にて実施しました。また、教育委員会主催の保護者向けの就学相談説明会を開催し、就学相談に関する情報提供の充実を図りました。 ・相談件数増加の中で就学相談を円滑に進められるよう、関係機関と連携しながら工夫して取組みました。	・相談件数は全体として増加傾向にあり、特に中学校の相談件数は前年度比で大幅増となりました。適切で円滑な就学相談を実施できるよう、就学相談に係る体制の整備、充実をさらに図っていきます。 ・在籍園、教育センター等の関係機関と連携しながら、児童・生徒・保護者が安心して就学できるように、引き続き情報提供等の支援の充実を図っていきます。	

事業名	障害児通所支援事業所の整備						事業番号	4-3-11	
事業概要（P）	重症心身障害児や医療的ケア児を含め障害児が地域の中で児童発達支援や放課後等デイサービス等の必要な支援が受けられるよう、整備費等補助制度の活用の推進を図るなどして、民間事業者による障害児通所支援事業所の施設整備を促進します。								
担当	障害福祉課								
数値目標名（P）（D）	単位	目標 (R8年度)	令和 5年度 実績	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
				実績	進捗率	実績	進捗率	実績	達成率
整備数（累計）	か所	4	9	4	100%	8	200%		
	成果・評価（D）（C）					次年度における取組等（A）			
令和6年度	主に重症心身障害児又は医療的ケア児以外の障害児が通所する「児童発達支援事業所」や「放課後等デイサービス事業所」が4か所開設しました。 また、区立放課後等デイサービス事業所ロードを令和6年9月に開設しました。					整備費や開所費用等の補助制度の活用を図るべく周知等を行うとともに、引き続き、公有地、民有地を活用した事業者誘致を進めます。			
令和7年度	主に重症心身障害児又は医療的ケア児以外の障害児が通所する「児童発達支援事業所」や「放課後等デイサービス事業所」が4か所開設しました。					整備費や開所費用等の補助制度の活用を図るべく周知等を行うとともに、引き続き、公有地、民有地を活用した事業者誘致を進めます。			

事業名	特別支援教育の充実	事業番号	4-3-12
事業概要・計画目標 (P)	国のインクルーシブ教育の施策を踏まえ、区立小・中学校の通常の学級及び特別支援学級における特別な支援を必要とする児童・生徒が、個々のニーズに応じた教育を受けることができるように、指導員等を配置し充実を図ります。 ・特別支援教育担当指導員：通常の学級に在籍する発達障害等の特別な支援が必要な児童・生徒の支援として、一斉指導の中での個別指導や特別支援教室等での専門的指導・支援を行います。 ・交流及び共同学習支援員：特別支援学級設置校において、障害のある子どもたちと障害のない子どもたちとの交流及び共同学習を円滑に行います。 ・バリアフリーパートナー：大学生や地域人材等ボランティアの協力を得て、子どもたちのサポートを行います。		
担当	教育指導課		
	成果・評価 (D) (C)	次年度における取組等 (A)	
令和6年度	・「特別支援教育担当指導員」及び「交流及び共同学習支援員」の配置を行い、特別支援教育の充実を図りました。 ・「特別支援教育担当指導員」の資格要件の一部見直しを行い、より広い人材確保に努めました。 ・バリアフリーパートナー制度を活用し、サポート体制の充実を図りました。 ・インクルーシブ教育システム構築事業による教職員等への研修について、新たな講師の協力も得て実施し、指導力向上を図りました。 ・学校における特別支援教育にかかわる事案について、指導主事の学校訪問を行う中で学校の支援方法を整理し、助言を行いました。	・引き続き、各学校や保護者のニーズに適切に応じ、指導員の配置等を図っていくとともに、バリアフリーパートナー制度を適切に運用し、きめ細かいサポートを行います。 ・より質の高い特別支援教育を目指し、指導員等を対象とした研修等を行います。 ・各学校の特別支援教育の理解を深めるために、研修だけではなく、積極的な学校訪問を行っていきます。	
令和7年度	・「特別支援教育担当指導員」及び「交流及び共同学習支援員」の配置を行い、特別支援教育の充実を図りました。 ・令和6年度より「特別支援教育担当指導員」の資格要件の一部見直しを行ったことから、より広い人材確保につながっています。 ・バリアフリーパートナー制度を活用し、サポート体制の充実を図りました。 ・インクルーシブ教育システム構築事業による研修を引き続き実施し、大学等の専門家の協力を得て教職員等の指導力向上を図りました。 ・学校における特別支援教育にかかわる事案について、指導主事の学校訪問を行う中で学校の支援方法を整理し、助言を行いました。	・引き続き、各学校や保護者のニーズに適切に応じ、指導員の配置等を図っていくとともに、バリアフリーパートナー制度を適切に運用し、きめ細かいサポートを行います。 ・より質の高い特別支援教育を目指し、指導員等を対象とした研修等を行います。 ・各学校の特別支援教育の理解を深めるために、研修だけではなく、積極的な学校訪問を行っていきます。	

事業名	放課後等デイサービス ◇							事業番号	4-3-15			
事業概要 (P)	就学している障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練や社会との交流の促進等の支援を行うことで、障害児の健全な育成を図ります。											
担当	障害福祉課、予防対策課											
数値目標名 (P) (D)	単位	令和 5年度 実績	令和6年度			令和7年度			令和8年度			
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	
実利用者数	人	485	486	564	116%	496	634	128%	506			
延利用日数	日	35,553	37,369	42,792	115%	38,839	50,906	131%	40,309			
	成果・評価 (D) (C)						次年度における取組等 (A)					
令和6年度	実利用者数は前年度よりも79名増加しており、目標達成率も116%に達しています。延利用日数においても前年度に比べて増加し、目標値に達しています。区内の事業所数の不足により利用希望日に予約が取りにくくなっている現状や、近隣区の事業所と契約をしている利用者が増加している状況は継続した課題となっています。						利用者数（利用希望者数）が増加し続けているサービスであるため、次年度以降も利用者のニーズや事業所の運営状況について丁寧に把握していく必要があります。その上で、事業所との連携を図り、相談支援事業への情報共有を行うなど、利用者が希望する支援を受けられるよう引き続き提案をしていきます。					
令和7年度	実利用者数は前年度よりも70名、延利用日数も8,114日と大幅に増加し、ともに目標値を大きく上回っています。昨今の保護者の就労による利用ニーズが継続して高まっていることや、それに伴い新規開設の区内・近隣区の事業所数も徐々に増えていることが要因として考えられます。						利用者数（利用希望者数）が増加し続けているサービスであるため、次年度以降も利用者のニーズや事業所の運営状況について丁寧に把握していく必要があります。その上で、事業所との連携を図り、相談支援事業への情報共有を行うなど、利用者が希望する支援を受けられるよう引き続き提案をしていきます。					

事業名	文京版スターティング・ストロング・プロジェクト							事業番号	4-4-9 (4-3-5再掲)		
事業概要 (P)	集団参加や対人コミュニケーションなどの社会的スキル等の成長が乳幼児期から促されるよう、心理士等の専門家チームが区内の幼稚園・保育園・児童館等を訪問し専門的発達支援を行い、より質の高い育児環境を整え、子どもたちの健やかな育ちを支えます。										
担当	教育センター										
数値目標名 (P) (D)	単位	令和 5年度 実績	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
施設訪問回数	回	208	230	194	84%	240	193	80%	250		
	成果・評価 (D) (C)						次年度における取組等 (A)				
令和6年度	子育てフェスティバルにおいて、来場した親子向けに子育て講座を実施し、事業の周知を図りました。児童館プログラムでは8館において児童館職員とプログラムを作成し、実施しました。 また、約9割の利用園から実施に対して「満足」とのアンケート結果が得られたほか、次年度の継続利用希望率については95%と非常に高くなりました。						引き続き、事業を利用する園を増やすとともに、プログラムの質を向上させるほか、各園のニーズに合った多様なプログラムを提供します。				
令和7年度	子育てフェスティバルにおいて、来場した親子向けに子育て講座を実施し、事業の周知を図りました。児童館プログラムでは10館において児童館職員とプログラムを作成し、実施しました。また、約9割の利用園から実施に対して「満足」とのアンケート結果が得られたほか、次年度の継続利用希望率については91%と非常に高くなりました。						引き続き、事業を利用する園を増やすとともに、プログラムの質を向上させるほか、各園のニーズに合った多様なプログラムを提供します。				

事業名	高齢者等住宅修築資金助成事業								事業番号	5-1-8	
事業概要 (P)	①高齢者（65歳以上）の方又は心身障害者世帯に属する方であること／②工事着工前の住宅であること／③区内の自己又は親族（六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族）が所有する住宅に居住し、住民登録をしていること／④住民税を滞納していないこと／⑤この助成金の交付を受けたことがない住宅であること／⑥文京区高齢者等住宅修築資金融資あっせん・利子補給を受けたことがない住宅であること／⑦その他の助成金の交付を受けたことがない住宅であること 上記の要件を全て満たす場合で、住宅におけるバリアフリー化を含む修築工事等を実施する方に対し、修築工事等に係る費用の一部を助成します。										
担当	住環境課										
数値目標名 (P) (D)	単位	令和 5年度 実績	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
高齢者等住宅 修築資金助成	件	12	12	8	67%	12	9	75%	12		
	成果・評価 (D) (C)						次年度における取組等 (A)				
令和6年度	段差の解消、手すりの設置等についての申請があり、助成を行いました。前年度と比較して、相談状況にあまり変化は見られなかったが、実績件数は減少しており、これは、物価上昇による工事費の高騰等の外的要因も一因であると考えられます。						対象工事及び申請要件について変更を行い、類似制度との整合性を図ります。				
令和7年度	段差の解消、手すりの設置等についての申請があり、助成を行いました。前年度と比べて実績は微増に留まりましたが、これは、世界情勢の不安定感や長引く物価高の影響も一因であると考えられます。						申請要件等について、対象者範囲を広げるよう見直しを行います。				

事業名	障害及び障害者・児に対する理解の促進(理解促進研修・啓発事業)◇	事業番号	5-2-1
事業概要・計画目標 (P)	障害者・児が住み慣れた地域社会において、差別や偏見なく地域の一員として育ち暮らし続けていけるよう、様々な機会を捉えて障害の特性や障害のある人に対する理解を深めることや、共生社会の実現を図ることを目的として、地域支援フォーラムにおいて講演会等の事業を行うとともに、心のバリアフリーハンドブックを作成し、教育機関及び区内イベント等での配布を通じて周知啓発を行います。		
担当	障害福祉課		
	成果・評価 (D) (C)	次年度における取組等 (A)	
令和6年度	第20回地域支援フォーラムでは、「しょうがいのある方のいろいろな働きかた」をテーマに、講演会、区内企業パネル展、区内事業所スライドショーを実施し、理解を深めることができました。 心のバリアフリーハンドブックについては、令和6年3月に作成した第4改訂版を区内小中学校や各種イベントにおいて配付することができました。 また、令和6年4月に「文京区手話言語条例」・「文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例」を施行しました。	第21回地域支援フォーラムでは、優生保護法をテーマとして差別のない社会について理解を深めるための講演会を開催します。 心のバリアフリーハンドブックについては、次年度においても、区内小中学校や各種イベントにて配付します。 また、2つの条例のパンフレットを作成し区民等に周知啓発を行います。	
令和7年度	第21回地域支援フォーラムでは、優生保護法をテーマとして差別のない社会についての講演会を開催し、理解を深めることができました。 心のバリアフリーハンドブックについては、令和6年3月に作成した第4改訂版を区内小中学校や各種イベントにおいて配付することができました。 また、令和6年4月に「文京区手話言語条例」・「文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例」を施行し、パンフレットを配布し、クリアファイルを作成しました。さらに区職員に向けて障害理解促進研修を実施し、29名が受講しました。	第22回地域支援フォーラムでは、引きこもりと地域の居場所をテーマとして差別のない社会について理解を深めるための講演会を開催します。 心のバリアフリーハンドブックについては、引き続き、区内小中学校や各種イベントにて配付します。 また、「文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例」のクリアファイルを作成し区民等に周知啓発を行います。 さらに、区職員に向けた障害理解促進研修の実施やe-ラーニングによる手話等普及啓発促進研修を形式で実施します。	

事業名	障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実							事業番号	5-2-2 (5-5-3再掲)		
事業概要 (P)	「障害者週間(12月3日から9日まで)」を記念して、障害のある人もない人もともに集い、障害福祉についての関心や理解を促進するための催しを開催します。										
担当	障害福祉課										
数値目標名 (P) (D)	単位	令和 5年度 実績	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
入場者数	人	2,584	2,364	2,489	105%	2,387	2,501	105%	2,410		
	成果・評価 (D) (C)						次年度における取組等 (A)				
令和6年度	体験型のイベントを行うとともに、区内特別支援学級のある小・中学校、区内の子どもたちが通う区外の学校、障害者施設、団体及び個人の作品を展示しました。全体の来場者数はやや減少したものの、作品数は100点ほど増加し、活気のある展示となりました。障害者への理解や認識を深める良い機会となっています。						障害者への理解と認識が深まるよう、障害者週間で多くの方への発信を継続して行っています。				
令和7年度	体験型のイベントを行うとともに、区内特別支援学級のある小・中学校、区内の子どもたちが通う区外の学校、障害者施設、団体及び個人の作品を展示しました。出展者数、来場者数ともに増加し、より多くの個人、団体を巻き込んだ活気のある展示となりました。障害者への理解や認識を深める良い機会となっています。						障害者への理解と認識が深まるよう、障害者週間で多くの方への発信を継続して行っています。				

事業名	手話奉仕員養成研修事業 ◇							事業番号	5-6-2		
事業概要 (P)	聴覚障害により意思疎通を図ることに支障がある障害者等が自立した生活を営むことができるよう、社会参加・交流活動等を促進するための支援者として期待される手話奉仕員を養成するための研修を行います。 【区と社会福祉協議会による共催事業】										
担当	障害福祉課										
数値目標名 (P) (D)	単位	令和 5年度 実績	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
修了者数	人	115	75	130	173%	75	134	179%	75		
	成果・評価 (D) (C)						次年度における取組等 (A)				
令和6年度	講習会は初級、中級、上級、通訳者養成クラスの4クラス、各昼、夜コースの計8クラスで実施しました。今後とも、修了者の増加が実際の活動者につながるような養成を行っていきます。						初級、中級、上級、通訳者養成クラスの4クラス、各昼、夜コースの計8クラスの開講を継続していきます。				
令和7年度	講習会は初級、中級、上級、通訳者養成クラスの4クラス、各昼、夜コースの計8クラスで実施しました。今後とも、修了者の増加が実際の活動者につながるような養成を行っていきます。						初級、中級、上級、通訳者養成クラスの4クラス、各昼、夜コースの計8クラスの開講を継続していきます。				

事業名	自発的活動支援事業 ◇	事業番号	5-6-7
事業概要・計画目標 (P)	障害者等が自立した生活を営むことができるよう、障害者が互いに助け合うピアサポートや災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など、障害者やその家族、地域住民等による区民の自発的な活動を支援します。		
担当	障害福祉課		
	成果・評価 (D) (C)	次年度における取組等 (A)	
令和6年度	ピアサポートグループ活動（カウンセリング）については、新型コロナウイルス感染症が5類感染症移行となったものの開催に至っていませんが、カウンセリングにつながるよう、ピア活動を知るための会「ピアサポートを知ってつながろう」を区との協働により実施しました。	ピアカウンセリングにつながるようなピア活動を知るための活動を引き続き検討・実施する。	
令和7年度	区内4か所に整備した地域生活支援拠点におけるサロン活動として、地域の障害のある方が集まり会話や活動ができる場を提供しています。カウンセリングにつながるよう、ピア活動を知るための会「ピアサポートを知ってつながろう」を基幹との協働により実施しました。	引き続き、拠点のサロンとして当事者同士の交流の場を提供し、ピアサポートを支援していきます。	

第4章 主要項目及びその方向性（案）

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向けた支援体制の整備を推進するために、区が今後3か年で推進していく主要項目を以下の5つに分類しました。各項目についてそれぞれ方向性を掲げ、その達成に向けた取組を進めていきます。

（1）自立に向けた地域生活の充実

障害者が自らの望む地域で自立した生活を営み、社会参加を実現するために、障害の特性及び生活の実態に応じた適切な支援の提供や、地域生活を継続するための障害福祉サービスの基盤整備等が必要です。

そのために、障害者の声に耳を傾け、ライフステージやライフスタイルによって多様化するニーズを捉えて、グループホームや通所施設等の整備を進めるなど地域での生活の場を確保するとともに、障害の特性や状況に応じたサービスを的確に提供し、地域生活に必要な支援の充実を図っていきます。

さらに、障害者施設入所者や病院に入院している障害者に対して、地域移行や地域定着に向けた支援を推進するとともに、地域生活支援拠点を運営し、関係機関の連携を深めることにより、支援体制の構築を図っていきます。

また、障害福祉サービス等の質の向上を図るため、事業者への支援・指導を行っていきます

（2）相談支援の充実と権利擁護の推進

障害者がいきいきと自分らしい生活を送るためには、障害者とその家族が障害福祉サービス等の必要な情報を適切に入手でき、また、困ったことや日常生活のことについて、気軽に相談できる場が身近にあることが大切です。

そのため、障害の特性を踏まえて、障害福祉サービス等の情報を提供するとともに、地域における相談支援の中核的な拠点となる障害者基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等の関係機関が連携しながら、相談支援の質を向上させる取組を行うとともに、地域の相談支援体制の強化を推進していきます。

また、障害者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害を理由とした不当な差別的取扱い等を受けることなく、障害者の権利が十分に守られ、地域で安心して暮らせる社会であることが大切です。

障害者権利条約の締結、障害者差別解消法や東京都障害者差別解消条例の施行を踏まえ、関係機関との連携を強化し、差別のない共生社会の実現を目指します。また、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を進めるとともに、障害者虐待の防止に向けた地域のネットワークづくりや養護者への支援等を進めることにより、障害者が安心して地域生活を送ることができるよう支援を行っていきます。

(3) 安心して働き続けられる就労支援

障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害の特性や健康状態などに合わせた働き方ができる多様な就労の場が必要です。また、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）が定める雇用率（法定雇用率）の引上げ等により、企業の採用意欲が高められてきたなかで、障害者への支援だけでなく、就業先である企業への支援など専門性の高い支援体制が求められています。

そのため、障害者就労支援センターを中心として、障害者、家族、職場に対する専門性の高い支援体制や障害者就労を地域全体で支える就労支援ネットワークを構築するとともに、企業実習の支援等機能の充実を図ります。加えて、就業している障害者が長く働き続けられるよう、就労に伴う生活面の課題への対応など就労定着支援についても取組を推進していきます。

また、福祉的就労の底上げを図るため、福祉施設における利用者の工賃を上げる取組を行うとともに、利用者の就労に関する意欲や能力の向上を図っていきます。

(4) 子どもの育ちと家庭の安心への支援

子どもの育ちと家族を支援していくためには、子どもの発達や成長等に関して気軽に相談できる場や、障害の早期発見・早期療育などの子どもの成長段階に応じた適切な支援が必要です。また、子どもを取り巻く関係機関が連携しながら、切れ目のない継続した支援を行うことが重要です。

教育センターにおいて、幼児・児童・生徒に対する福祉部門と教育部門の総合相談窓口を設置しており、保護者等への発達に関する助言・指導の実施及び必要に応じた専門訓練等、子どもとその家族を含めた相談支援の充実を図っていきます。また、児童発達支援センターにおいて、関係機関との連携の強化を図ることで、子どもの成長段階に応じた適切な支援を行い、切れ目のない療育の充実を図っていきます。

また、全ての子どもが地域で安心して過ごし育つことのできる社会を目指すため、障害の有無に関わらず、ともに育ちあう環境を整えるとともに、様々な経験をともに分かち合うことで、障害や障害児への理解を促していきます。

さらに、障害のある子どもの家庭の支援をより一層図るため、仕事と子育ての両立のための施策にも取り組んでいくとともに、就学児に対しては、生活能力向上のための必要な訓練や社会参加を促すための居場所づくりを行うことで、家庭の負担感を軽減し、子どもの育ちと家庭の安心に対する支援を行っていきます。

医療的ケア児の支援について、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、協議の場やコーディネーターの配置を通じて、医療的ケア児が身近な地域で育ち、必要な支援が受けられるように障害児支援の充実を図っていきます。

(5) ひとにやさしいまちづくりの推進

障害者を含めたすべての人が安心・安全に暮らし、積極的に社会参加をするためには、3つのバリアフリーを推進していく必要があります。

3つのバリアとは、「まちのバリア」、「心のバリア」、「情報のバリア」を指します。これらの障壁を取り除くために、まず、「まちのバリアフリー」では、区内の公共的性格をもつ施設や道路など、障害者を含むすべての人が安全かつ快適に利用できるように整備し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めます。つぎに、「心のバリアフリー」では、学校や職場などを始めとする、地域における障害や障害者に対する理解を促進する取組を行います。さらに、「情報のバリアフリー」では、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」及び「手話に関する施策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、障害に応じた適切な媒体によって、必要な情報を取得するための取組を推進します。

このようにハード面・ソフト面の障壁を取り除く取組を「文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例」及び「文京区手話言語条例」の趣旨も踏まえて進め、障害者が主体的に社会参画でき心豊かな生活を送ることのできる、ノーマライゼーションの考え方に基づいた共生社会の実現を目指します。

また、災害時や緊急事態に対応するために、避難行動要支援者への支援体制の充実を図るとともに、障害者とその家族を地域全体で支えるコミュニティの形成を進め、地域の災害対応力を高めていきます。あわせて、在宅避難者への支援を的確に行うとともに、障害の特性に配慮した避難スペースやトイレのバリアフリー化など、障害者に配慮した避難所や福祉避難所の拡充を進め、災害時における障害者への支援の充実を図ります。

さらに、障害の特性に応じた災害時の情報の入手や、障害者自身が困っていることを周囲に知らせるための意思疎通への支援など、災害時や緊急事態における支援体制を充実させていきます。

次期障害者・児計画（令和9年度～11年度）体系・事業（案）

・成果目標：第8期障害福祉計画又は第4期障害児福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、成果目標（必要な障害福祉サービス等の提供体制に係る目標）に関する事業

・進行管理：計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業予定です（他の分野別計画で進行管理の対象とする事業を含む。）。

No.	成果 目標	進行 管理	計画事業名	事業概要	計画事業名（現行）	事業概要（現行）
主要項目			1 自立に向けた地域生活支援の充実		1 自立に向けた地域生活支援の充実	
小項目			1 個に応じた日常生活への支援		1 個に応じた日常生活への支援	
1-1-1		○	1 居宅介護（ホームヘルプ）	介護が必要な障害者・児に対して、自宅で入浴・排せつ・食事等の身体介護、調理・掃除・洗濯等の家事援助及び通院等の介助を行い、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援します。	同	同
1-1-2		○	2 重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で、常に介護を必要とする人に、自宅における入浴・排せつ・食事の介護・調理・掃除・洗濯等の家事やその他生活全般にわたる援助、外出時における移動支援等を総合的に行い、自立した日常生活や社会生活を支援します。	同	同
1-1-3		○	3 同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等について、外出時において当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜を図ります。	同	同
1-1-4		○	4 行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等で、常に介護を必要とする人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、その他行動する際の必要な援助を行い、自立した日常生活や社会生活を支援します。	同	同
1-1-5		○	5 重度障害者等包括支援	常時介護を要し、その介護の必要の程度が高く、意思疎通を図ることに著しい支障のある障害者・児に対して、居宅介護その他の支援を包括的に行うことにより、身体能力や日常生活能力の維持を図ります。	同	同
1-1-6		○	6 生活介護	常に介護を必要とする障害者に、昼間において、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動の提供等の支援を行い、日常生活能力の維持・向上を図ります。	同	同
1-1-7		○	7 療養介護	医療及び常時の介護を必要とする障害者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行い、また、医療を提供することで、身体能力や日常生活能力の維持・向上を図ります。	同	同

次期障害者・児計画（令和9年度～11年度）体系・事業（案）

・成果目標：第8期障害福祉計画又は第4期障害児福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、成果目標（必要な障害福祉サービス等の提供体制に係る目標）に関する事業

・進行管理：計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業予定です（他の分野別計画で進行管理の対象とする事業を含む。）。

No.	成果目標	進行管理	計画事業名	事業概要	計画事業名（現行）	事業概要（現行）
1-1-8		○	8 短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気や休養を要する場合に、障害者・児が施設等に短期入所し、入浴・排せつ・食事の介護、その他必要な支援を受けることで、在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図ります。	同	同
1-1-9		○	9 短期入所（ショートステイ）の整備	<u>グループホームの整備に合わせて短期入所事業所の整備を進めることにより、サービス提供体制を拡充するため、整備費等補助制度の活用を推進を図るなどして、短期入所事業所の施設整備を促進します。</u>	新設	
1-1-10			10 補装具費の支給	障害者・児に対し身体機能を補完又は代替し、長期間にわたり継続して使用される補装具の支給又は修理等にかかる費用を助成することにより、自立した日常生活の促進を図ります。	同	同
1-1-11		○	11 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者・児に、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行い、社会参加の促進を図ります。	同	同
1-1-12		○	12 手話通訳者設置事業	聴覚障害者等が手話通訳を通じて意思の疎通を円滑に行い社会参加の促進を図るために、文京シビックセンター等に手話通訳者を設置します。	同	同
1-1-13		○	13 失語症者向け意思疎通支援事業	<u>失語等の障害のために意思疎通を図ることに支障がある区民が参加する団体に対し意思疎通支援者を派遣し、失語症者の意思疎通の円滑化を図ることにより社会参加の促進を図ります。</u>	新設	
1-1-14		○	14 日常生活用具給付	重度の障害者・児に日常生活用具の給付及び住宅設備改善費用の助成を行うことにより、日常生活の便宜を図ります。	同	同
1-1-15		○	15 移動支援	屋外での移動が困難な障害者・児に対して、ヘルパーによる外出のための必要な支援を行うことで、自立生活及び社会参加の促進を図ります。	同	同
1-1-16		○	16 日中短期入所事業	自宅で障害者・児を介護する人が病気の場合等に、短期入所施設で、宿泊を伴わずに、日中の見守り・入浴・排せつ・食事の介護等を行い、在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図ります。	同	同
1-1-17		○	17 日中一時支援事業	<u>日中活動系障害福祉サービス事業所の活動時間終了後などに、一時的に見守り等が必要な障害者・児の活動場所を設置することで、障害者・児及びその家族の在宅生活を支援します。</u>	新設	

次期障害者・児計画（令和9年度～11年度）体系・事業（案）

- ・成果目標：第8期障害福祉計画又は第4期障害児福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、成果目標（必要な障害福祉サービス等の提供体制に係る目標）に関する事業
- ・進行管理：計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業予定です（他の分野別計画で進行管理の対象とする事業を含む。）。

No.	成果 目標	進行 管理	計画事業名	事業概要	計画事業名（現行）	事業概要（現行）
1-1-18			18 緊急一時介護委託費助成	障害者・児を日常的に介護している同居の家族が、冠婚葬祭や疾病等の理由により一時的に介護を行うことが困難となったときに、障害者・児の家庭や介護人の家庭において介護を受けた場合又は育成室等の送迎の介護を受けた場合、その介護委託に要した費用の一部を障害者本人に助成します。ただし、障害者の配偶者、直系血族及び同居親族を除く介護人の事前登録が必要となります。	同	同
1-1-19		○	19 心身障害者（児）短期保護事業	常時介護を必要とする心身障害者・児の家族が疾病・事故・冠婚葬祭・出産・休養・学校行事等の理由で介護を行うことが困難なときに、家族に代わり時間単位で保護を行い、介護等の負担を軽減します。	同	同
1-1-20		○	20 福祉タクシー /自動車燃料費助成	身体障害者等の社会生活の利便性を図るとともに安心して外出ができるようにするため、福祉タクシー券の交付又は自動車燃料費の一部助成を行います。	17 福祉タクシー	同
1-1-21		○	21 地域生活安定化支援事業	地域生活支援センターにおいて、未治療者や治療中断のおそれがあり、既存の障害福祉サービスでは地域生活を送ることが困難な精神障害者を対象として、通院同行、服薬見守り及び生活支援を行います。	同	文京地域生活支援センターあかり、エナジーハウス、地域活動支援センターみんなの部屋の3か所 において、未治療者や治療中断のおそれがあり、既存の障害福祉サービスでは地域生活を送ることが困難な精神障害者を対象として、通院同行、服薬見守り及び生活支援を行います。
1-1-22		○	22 日中活動系サービス施設の整備	障害者の就労支援や創作活動等に係る場をより確保するために、整備費等補助制度の活用を推進を図るなどして、民間事業者による日中活動系サービスの施設整備を促進します。	同	同

次期障害者・児計画（令和9年度～11年度）体系・事業（案）

- ・成果目標：第8期障害福祉計画又は第4期障害児福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、成果目標（必要な障害福祉サービス等の提供体制に係る目標）に関する事業
- ・進行管理：計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業予定です（他の分野別計画で進行管理の対象とする事業を含む。）。

No.	成果目標	進行管理	計画事業名	事業概要	計画事業名（現行）	事業概要（現行）
1-1-23	○	○	23 地域生活支援拠点の運営	富坂・大塚・本富士・駒込の4地区に地域生活支援拠点を開設しました。拠点では地域連携調整員を配置し、主に相談支援と地域づくりを担い、関係機関等と連携した障害者の居住支援体制の充実を図るほか、他の機能（緊急時の対応・生活体験・専門的人材の確保及び養成）を区内の支援機関と連携する面的整備で実施します。また、地域生活支援拠点等コーディネーターにより、拠点機能を持つ事業所や、様々な障害福祉サービス事業所、地域資源を把握・活用し、相談支援専門員や支援機関からの相談を受け、効果的な支援体制の構築を進めます。	同	富坂・大塚・本富士・駒込の4地区に地域生活支援拠点を開設しました。拠点では地域連携調整員を配置し、主に相談支援と地域づくりを担い、関係機関等と連携した障害者の居住支援体制の充実を図るほか、他の機能（緊急時の対応・生活体験・専門的人材の確保）を区内の支援機関と連携する面的整備で実施します。
1-1-24			24 共生型サービス	共生型サービスは、介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定を受けて提供するサービスであり、障害者総合支援法においては共生型生活介護、共生型居宅介護、共生型短期入所等が規定されます。	同	同
1-1-25	○	○	25 強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実	強度行動障害を有する障害者の支援ニーズの把握、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。	同	同
1-1-26			26 高次脳機能障害者等の支援体制の構築	脳の損傷により、記憶障害や注意障害等の症状が出る高次脳機能障害者等に対し、個々の状態に合わせた相談支援を行います。また、区民に向けた高次脳機能障害に関する講演会を行うとともに、専門家による相談会を実施します。	新設	
1-1-27			27 障害者・児の介護者支援の推進	自宅で障害者・児を介護する家族等の病気や就労、冠婚葬祭、休養等の理由により、介護を代替するなど、障害者・児の介護を行う家族等を支援するための各種事業を実施します。	新設	

次期障害者・児計画（令和9年度～11年度）体系・事業（案）
・成果目標：第8期障害福祉計画又は第4期障害児福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、成果目標（必要な障害福祉サービス等の提供体制に係る目標）に関する事業
・進行管理：計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業予定です（他の分野別計画で進行管理の対象とする事業を含む。）。

No.	成果 目標	進行 管理	計画事業名	事業概要	計画事業名（現行）	事業概要（現行）
小項目			2 事業者への支援・指導		2 事業者への支援・指導	
1-2-1			1 福祉サービス第三者評価 制度の利用促進	福祉サービスを提供する事業者の第三者評価の受審を支援し、福祉サービスを利用する区民へのサービス選択のための情報提供の促進及び事業者の福祉サービスの質の向上を図ります。	同	同
1-2-2	○	○	2 障害福祉サービス等の質 の向上	障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、障害者に適切な障害福祉サービス等が提供されているかを確認し指導等を行うことにより、障害福祉サービス等事業者が提供するサービスの質を高めます。	同	同
1-2-3			3 障害者施設職員等の育成・確保	障害者基幹相談支援センター及び障害者就労支援センター等が行う障害者施設従事者向けの研修会により、法改正等の国の動向についての理解促進や利用者支援における職員のスキルアップを図り、職員等の育成についての支援を行います。また、移動支援従事者養成研修等への支援を行うことにより、福祉従事者の育成を図ります。 なお、区で指定している移動支援従事者養成研修を修了した者に対して区が受講料を助成することにより、研修参加者の増加を促し、人材確保に繋がります。	同	同
1-2-4			4 障害福祉サービス等事業者との連携	制度改正や事業所運営に係る留意事項等について、情報提供及び指導を行い、区内の障害福祉サービス等事業者と区との連携を確保し、障害福祉サービス等事業者が提供するサービスの質を高める。	同	既存の連絡会等を活用し、制度改正や事業所運営に係る留意事項等について、情報提供及び指導を行い、区内の障害福祉サービス等事業者と区との連携を確保し、障害福祉サービス等事業者が提供するサービスの質を高める。
小項目			3 生活の場の確保		3 生活の場の確保	
1-3-1		○	1 グループホームの拡充	障害者が地域の中で自立した生活を送れるよう、社会福祉法人等による障害者グループホーム整備費補助の活用を推進するほか、社会福祉法人等が民間アパート等を借り上げて障害者グループホームを開所する際の初期費用の補助を行うことにより、施設整備を促進します。 また、既存事業者が居室を増やす場合も補助を行います。	同	同

次期障害者・児計画（令和9年度～11年度）体系・事業（案）

・成果目標：第8期障害福祉計画又は第4期障害児福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、成果目標（必要な障害福祉サービス等の提供体制に係る目標）に関する事業

・進行管理：計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業予定です（他の分野別計画で進行管理の対象とする事業を含む。）。

No.	成果 目標	進行 管理	計画事業名	事業概要	計画事業名（現行）	事業概要（現行）
1-3-2		○	2 共同生活援助（グループホーム）	障害者が共同生活を行う住居において、入浴・排せつ・食事の介護や相談など日常生活上の支援を行います。 <u>また、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者について、日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談を行います。</u>	同	障害者が共同生活を行う住居において、入浴・排せつ・食事の介護や相談など日常生活上の支援を行い、地域における自立した日常生活を支援します。
1-3-3		○	3 施設入所支援	施設に入所する障害者に、主として夜間等における入浴・排せつ・食事の介護等を行い、日常生活支援を図ります。	同	同
1-3-4		○	4 自立生活援助	施設入所支援又は共同生活援助を利用していた障害者が居宅で自立した生活を営む上で生じた問題について、定期的な巡回訪問や随時通報により、障害者からの相談に応じ必要な情報提供、助言、援助を行います	同	同
1-3-5			5 居住支援の推進	住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、ひとり親世帯等住宅の確保に特に配慮を要する者）に対し、区内不動産店及び家主の協力を得ながら、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の確保を進めるとともに、様々な既存の住宅ストックを活用することで住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進します。 また、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営む住まい方ができるよう様々な機関と連携した支援をするとともに、文京区、不動産関係団体、居住支援団体で構成する「文京区居住支援協議会」において、相談支援等住まい方に関する支援を検討します。 あわせて、区営住宅、シルバーピア及び障害者住宅の適切な管理運営を行いつつ、入居者が継続的に安心して暮らすことができるよう関係機関と連携した支援を行うとともに、都営住宅の募集に関する情報提供等を適切に行うことで、住宅に困窮する世帯に対する住まいの確保を図ります。	同	同

次期障害者・児計画（令和9年度～11年度）体系・事業（案）

・成果目標：第8期障害福祉計画又は第4期障害児福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、成果目標（必要な障害福祉サービス等の提供体制に係る目標）に関する事業

・進行管理：計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業予定です（他の分野別計画で進行管理の対象とする事業を含む。）。

No.	成果 目標	進行 管理	計画事業名	事業概要	計画事業名（現行）	事業概要（現行）
小項目			4 地域生活への移行及び地域定着支援		4 地域生活への移行及び地域定着支援	
1-4-1	○	○	1 福祉施設入所者の地域生活への移行	福祉施設入所の障害者が、自ら選択した地域で自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、障害福祉サービス等の支援を行い、地域生活移行を進める。 令和7年度の施設入所者数のうち、令和11年度末までに地域生活へ移行する者の見込み量の設定を行うため、事業量は累計として記載する。	同	福祉施設入所の障害者が、自ら選択した地域で自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、障害福祉サービス等の支援を行い、地域生活移行を進める。 令和4年度の施設入所者数のうち、令和8年度末までに地域生活へ移行する者の見込み量の設定を行うため、事業量は累計として記載する。
1-4-2		○	2 入院中の精神障害者の地域生活への移行	退院可能な入院中の精神障害者の地域移行を推進するため、医療機関及び地域相談支援事業所等と連携し、退院後の地域生活に向けた支援を行います。	同	退院可能な入院中の精神障害者が、地域で自立した生活を送ることを可能にするため、地域相談支援サービスを活用しながら、保健師及び地域活動支援センターが入院中から地域生活への移行を支援します。
1-4-3	○	○	3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健・医療及び福祉関係者による協議の場において、地域移行支援検討会議、精神障害者支援機関実務者連絡会及び安定化支援会議の三つの会議体を通じ、地域基盤の整備、支援体制の整備及び個別支援の検討を進めることで、重層的な連携による精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。	同	保健・医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するための議論を行います。
1-4-4		○	4 精神障害者の地域定着支援体制の強化	地域の受け皿の情報集約拠点である特定及び一般相談支援事業者が関係機関等と連携して行う精神障害者の地域生活への移行を強化するとともに、区内の福祉施設及び医療機関などの実務者を構成員とした連絡会を開催し、関係機関等が連携して在宅の精神障害者が地域で安定した生活を支えるための支援体制を強化します。	同	在宅の精神障害者が地域で安定した生活を送るために、区内の福祉施設及び医療機関などの実務者を構成員とした連絡会を開催し、支援体制の強化を行います。
1-4-5		○	5 地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者や、精神科病院に入院している精神障害者等に対して、住居の確保やその他地域における生活に移行するための活動に関する相談や、その他の必要な支援を行い、地域移行の促進を図ります。	同	同
1-4-6		○	6 地域定着支援	単身者及び同居家族の高齢化等により家族の支援を受けられない地域の障害者に対して、常時連絡等が可能なサポート体制を整備し、地域定着を図ります。	同	同

次期障害者・児計画（令和9年度～11年度）体系・事業（案）

・成果目標：第8期障害福祉計画又は第4期障害児福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、成果目標（必要な障害福祉サービス等の提供体制に係る目標）に関する事業

・進行管理：計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業予定です（他の分野別計画で進行管理の対象とする事業を含む。）。

No.	成果目標	進行管理	計画事業名	事業概要	計画事業名（現行）	事業概要（現行）
1-4-7		○	7 退院後支援事業	保健所設置自治体を中心となって支援を行う必要がある措置入院中の精神障害者について、必要な医療等の支援を適切に受け社会復帰できるように、退院後支援計画を作成し、関係者会議を開催します。	同	同
小項目			5 生活訓練の機会の確保		5 生活訓練の機会の確保	
1-5-1		○	1 精神障害回復途上者デイケア事業	回復途上の精神障害者を対象に、対人関係などの障害を改善し社会復帰を目指すことを目的として、集団生活指導や生活技能訓練などの各種プログラムを用いた事業を実施します。	同	同
1-5-2		○	2 地域活動支援センター事業	障害者等の地域生活支援の促進を図るため、区内6か所の地域活動支援センターにおいて、障害の特性等に応じた創作的活動の提供及び社会との交流の促進等を行います。	同	同
1-5-3		○	3 自立訓練（機能訓練・生活訓練）	障害者に対して一定期間、身体機能又は生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行い、自立した日常生活又は社会生活ができるよう支援します。	同	同
1-5-4		○	4 木よう体操教室（旧 難病リハビリ教室、パーキンソン病体操教室）	在宅の難病患者を対象に、体操やレクリエーション、参加者同士の交流の機会を提供し疾病の理解や生活の質（QOL）の維持・向上を目指します。	同	同
小項目			6 保健・医療サービスの充実		6 保健・医療サービスの充実	
1-6-1			1 自立支援医療	心身の障害の状態の軽減を図り、必要な医療についての支援を行うことで、障害者・児の自立した日常生活又は社会生活を推進します。	同	同
1-6-2			2 難病患者への支援	認定疾病に罹患している難病患者等に対し、医療保険・介護保険を適用した医療費から患者一部自己負担額を控除した額を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。 また、難病患者及びその家族の生活の質（QOL）を向上するため、難病医療費等助成制度申請の際に保健師が面接を行い、在宅療養の相談や社会資源活用の支援を実施します。 <u>支援体制の課題を共有し協議するため、難病対策地域協議会を開催し、地域における関係機関の連携を図ります。</u>	難病医療費助成	認定疾病に罹患している難病患者等に対し、医療保険・介護保険を適用した医療費から患者一部自己負担額を控除した額を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。また、難病患者及びその家族の生活の質（QOL）を向上するため、難病医療費等助成制度申請の際に保健師が面接を行い、在宅療養の相談や社会資源活用の支援を実施します。

次期障害者・児計画（令和9年度～11年度）体系・事業（案）
・成果目標：第8期障害福祉計画又は第4期障害児福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、成果目標（必要な障害福祉サービス等の提供体制に係る目標）に関する事業
・進行管理：計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業予定です（他の分野別計画で進行管理の対象とする事業を含む。）。

No.	成果 目標	進行 管理	計画事業名	事業概要	計画事業名（現行）	事業概要（現行）
1-6-3			3 障害者歯科診療事業	障害者・児等で口腔疾患の予防と治療・口腔機能の改善を必要としている方を対象に、歯科治療や各種相談等を行い、障害者等に歯科診療の機会を提供し、障害者の口腔衛生の向上を図ります。また、高次医療機関や地域のかかりつけ歯科医へもつなげます。	同	同
1-6-4			4 在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業	疾病や障害等で歯科医院へ通院困難な在宅療養者等に対して、歯科医師や歯科衛生士が自宅等に訪問し、歯科健診・予防相談指導を実施するとともに、かかりつけ歯科医の定着を促し、在宅療養者等の口腔衛生の改善及び向上を図ります。	同	同
1-6-5		○	5 精神保健・難病相談	精神科医による専門相談及び保健師による所内相談や家庭訪問を行い、地域の精神障害者及び難病患者等、家族、区民に対し予防から社会復帰まで総合的に支援します。	同	同
小項目			7 経済的支援		7 経済的支援	
1-7-1			1 福祉手当の支給	心身に障害のある方に対し、自立した社会生活を送るための一助となるように、心身障害者等福祉手当（ <u>区制度</u> ）・精神障害者福祉手当（区制度）・特別障害者手当等（国制度）・重度心身障害者手当（都制度）を支給します（ただし、所得制限あり。）。	同	心身に障害のある方に対し、自立した社会生活を送るための一助となるように、心身障害者等福祉手当・精神障害者福祉手当（区制度）・特別障害者手当等（国制度）・重度心身障害者手当（都制度）を支給します（ただし、所得制限あり。）。
<u>1-7-2</u>			<u>2 特別児童扶養手当の支給</u>	<u>心身に一定程度以上（身体障害者手帳1～3級程度、愛の手帳1～3度程度）の障害等がある20歳未満の児童の養育者に手当を支給します（所得制限あり。）。</u>	新設	
1-7-3			3 児童育成手当（障害手当）の支給	<u>心身に一定程度以上（身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1～3度程度、脳性マヒ又は進行性筋萎縮症）の障害のある20歳未満の児童の養育者に手当を支給します（所得制限あり。）。</u>	同	障害のある子どもを養育している家庭に対し、児童育成手当（障害手当）を支給する。児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として、手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とします（ただし、所得制限あり。）。

次期障害者・児計画（令和9年度～11年度）体系・事業（案）

- ・成果目標：第8期障害福祉計画又は第4期障害児福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、成果目標（必要な障害福祉サービス等の提供体制に係る目標）に関する事業
- ・進行管理：計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業予定です（他の分野別計画で進行管理の対象とする事業を含む。）。

No.	成果 目標	進行 管理	計画事業名	事業概要	計画事業名（現行）	事業概要（現行）
1-7-4			4 利用者負担の軽減	障害福祉サービス等の利用者負担に対し、様々な軽減策を実施することで利用者負担の軽減を図ります。 また、国が実施している無償化や多子軽減措置に該当しない利用者に対して、区独自の助成制度を実施することで利用者負担の軽減を図ります。 その他、就学前の障害児通所施設利用時の給食及びおやつ代、区立障害者施設の給食費や、移動支援等の地域生活支援事業の利用者負担等については、区における負担軽減を実施しており、適切な対応によって障害福祉サービス等の利用を支援します。	同	同

次期障害者・児計画（令和9年度～11年度）体系・事業（案）

- ・成果目標：第8期障害福祉計画又は第4期障害児福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、成果目標（必要な障害福祉サービス等の提供体制に係る目標）に関する事業
- ・進行管理：計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業予定です（他の分野別計画で進行管理の対象とする事業を含む。）。

No.	成果 目標	進行 管理	計画事業名	事業概要	計画事業名（現行）	事業概要（現行）
主要項目			2 相談支援の充実と権利擁護の推進		2 相談支援の充実と権利擁護の推進	
小項目			1 相談支援体制の整備と充実		1 相談支援体制の整備と充実	
2-1-1			1 総合的な相談支援体制の構築	障害者・児やその家族等が抱える多様なニーズや困りごとに対する相談に対し、 区の窓口や保健所を始め、障害者基幹相談支援センター等 の関係機関が連携しながら、専門的かつ総合的な相談支援を実施するためのネットワーク体制を構築します。	同	障害者・児やその家族等が抱える多様なニーズや困りごとに対する相談に対し、障害者基幹相談支援センターを始め、区の窓口や保健所等の関係機関が連携しながら、専門的かつ総合的な相談支援を実施するためのネットワーク体制を構築します。
2-1-2	○	○	2 計画相談支援	障害者のニーズに基づくサービス等利用計画（サービス利用支援・継続サービス利用支援）の作成と評価を行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、よりきめ細かな支援を行います。 障害福祉サービス利用者が増えていることから、計画相談支援の利用を希望する障害者が相談支援を受けられる体制を目指 すとともに、計画相談支援の利用希望の有無を把握し、望まないセルフプランの解消に向け、計画相談支援の利用を支援します。	同	障害者のニーズに基づくサービス等利用計画（サービス利用支援・継続サービス利用支援）の作成と評価を行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、よりきめ細かな支援を行います。 障害福祉サービス利用者が増えていることから、計画相談支援の利用を希望する障害者が相談支援を受けられる体制を目指します。す
2-1-3		○	3 地域移行支援	【1-4-5 再掲】	同	同
2-1-4		○	4 地域定着支援	【1-4-6 再掲】	同	同

次期障害者・児計画（令和9年度～11年度）体系・事業（案）

- ・成果目標：第8期障害福祉計画又は第4期障害児福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、成果目標（必要な障害福祉サービス等の提供体制に係る目標）に関する事業
- ・進行管理：計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業予定です（他の分野別計画で進行管理の対象とする事業を含む。）。

No.	成果 目標	進行 管理	計画事業名	事業概要	計画事業名（現行）	事業概要（現行）
2-1-5		○	5 相談支援事業	区の窓口や一般相談支援事業所において、地域生活支援拠点、指定特定相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所等と連携を図りつつ、障害者等の福祉に関する各般の問題について障害者・児やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービス等の利用支援を行うとともに、障害者・児の権利擁護のために必要な援助を行います。 また、障害者基幹相談支援センターにおいては、地域の相談支援事業者等への助言・人材育成等により相談支援の質を向上させる取組を行うとともに、地域の相談支援体制の強化を推進します。	同	同
2-1-6	○	○	6 地域自立支援協議会の運営	障害者等が自立した生活を営むことができるよう、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、地域の障害者等を支援する方策を推進します。 また、この協議会に設置される、相談・地域生活支援専門部会、就労支援専門部会、権利擁護専門部会、障害当事者部会、こども支援専門部会において、支援体制等についての協議を重ねます。	同	障害者等が自立した生活を営むことができるよう、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、地域の障害者等を支援する方策を推進します。 また、この協議会に設置される、相談・地域生活支援専門部会、就労支援専門部会、権利擁護専門部会、障害当事者部会、子ども支援専門部会において、支援体制等についての協議を重ねます。
2-1-7	○	○	7 障害者基幹相談支援センターの運営	障害者等が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、人材育成と家族全体の重層的課題を含んだ高度かつ複雑な内容の相談支援を実施します。 また、障害者の権利擁護や地域移行・地域定着に関する取組など、支援体制の強化等を推進する総合的な相談支援活動の拠点として事業運営を行い、障害分野に限らず、介護分野、児童分野、生活困窮分野等の関係機関との連携体制の構築を推進します。	同	同
2-1-8			8 身体障害者相談員・知的障害者相談員	区長から委嘱された民間の相談員が、障害者・児やその家族からの相談に応じて助言・指導を行い、諸問題解決の支援を行います。	同	同

次期障害者・児計画（令和9年度～11年度）体系・事業（案）
・成果目標：第8期障害福祉計画又は第4期障害児福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、成果目標（必要な障害福祉サービス等の提供体制に係る目標）に関する事業
・進行管理：計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業予定です（他の分野別計画で進行管理の対象とする事業を含む。）。

No.	成果 目標	進行 管理	計画事業名	事業概要	計画事業名（現行）	事業概要（現行）
2-1-9			9 障害福祉サービス等の情報提供の充実	障害者福祉制度の改正等国の動向を踏まえながら、障害者や家族等が必要とする障害福祉サービス等について迅速・的確に情報を提供します。 また、ホームページでの情報提供に際しては、分かりやすく、かつ必要とする情報を探しやすいホームページ作りを行います。	同	同
2-1-10		○	10 地域安心生活支援事業	障害者が地域で安心して暮らしていくことができるよう、病院から地域生活への移行や定着の支援するとともに、 家族と同居する精神障害者が将来の自立した生活に向けて、一定期間生活体験することについて支援を行います	同	障害者が地域で安心して暮らしていくことができるよう、 相談等支援体制の充実を図り、休日・夜間を含めた緊急対応等を行うとともに、 病院から地域生活への移行や定着の支援を進めます。
2-1-11			11 意思決定支援の在り方の検討	自己決定が困難な障害者に対する支援の枠組みや方法等について、地域自立支援協議会の権利擁護専門部会等において、支援体制等について検討を行います。	同	同
2-1-12		○	12 小地域福祉活動の推進（地域福祉保健計画進行管理対象事業）	日常生活圏域全域に地域福祉コーディネーターを配置し、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を掘り起こし、地域住民による課題の共有、検討及び解決の支援を行い、地域における住民同士の支え合いの体制づくりを推進します。 【社会福祉協議会実施事業】	同	同
2-1-13			13 民生委員・児童委員による相談援助活動	【5-6-5再掲】	同	同
2-1-14	○	○	14 地域生活支援拠点の運営	【1-1-23再掲】	同	同

次期障害者・児計画（令和9年度～11年度）体系・事業（案）

- ・成果目標：第8期障害福祉計画又は第4期障害児福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、成果目標（必要な障害福祉サービス等の提供体制に係る目標）に関する事業
- ・進行管理：計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業予定です（他の分野別計画で進行管理の対象とする事業を含む。）。

No.	成果 目標	進行 管理	計画事業名	事業概要	計画事業名（現行）	事業概要（現行）
2-1-15		○	15 ひきこもりの総合的な支援の推進（地域福祉保健計画進行管理対象事業）	ひきこもり当事者やその家族及び8050問題ケース等の複合的な課題を含む相談を文京区ひきこもり支援センターで実施し、関係機関と連携しながら支援を行います。 ひきこもり状態にある方の自立を支援するため、「ひきこもり等自立支援事業（STEP事業）」（Support支援／Talk相談／Experience経験／Place居場所）を行います。	文京区版ひきこもり総合対策（地域福祉保健計画進行管理対象事業）	同
2-1-16			16 包括的相談支援事業	高齢・介護、障害、子ども、生活困窮等の各分野において実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の属性や世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を包括的に受け止め、抱える課題の整理を行います。 また、受け止めた相談のうち、複雑化・複合化している課題については、多機関協働事業につなぎ、連携を図りながら支援を行います。	同	同
2-1-17		○	17 多機関協働事業（地域福祉保健計画進行管理対象事業）	支援関係機関間の有機的な連携体制を構築し、当該連携体制の中で地域における地域生活課題等の共有を図り、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行います。	同	同
2-1-18			18 アウトリーチ等事業	本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援を行い、複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない方に支援を届けます。	同	同
2-1-19		○	19 ヤングケアラー支援推進事業（地域福祉保健計画進行管理対象事業）	ヤングケアラーに対する理解促進を図るため、周知啓発用リーフレットの作成や、関係機関を対象とした研修等を実施します。 また、ヤングケアラー支援対策関係者連絡会において、課題を共有しながら支援のあり方等を協議し、関係機関との連携体制を強化するとともに、ヤングケアラー本人だけでなく、家族全体に対する支援を行います。		

次期障害者・児計画（令和9年度～11年度）体系・事業（案）

・成果目標：第8期障害福祉計画又は第4期障害児福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、成果目標（必要な障害福祉サービス等の提供体制に係る目標）に関する事業

・進行管理：計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業予定です（他の分野別計画で進行管理の対象とする事業を含む。）。

No.	成果 目標	進行 管理	計画事業名	事業概要	計画事業名（現行）	事業概要（現行）
小項目			2 権利擁護・成年後見等の充実		2 権利擁護・成年後見等の充実	
2-2-1		○	1 福祉サービス利用援助事業の促進（地域福祉保健計画進行管理対象事業）	高齢、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分なため、日常生活で支援を必要とする方に対し、福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理及び重要書類預かり等を行うことにより、在宅生活が継続できるよう支援します。	同	同
2-2-2		○	2 法人後見の受任（地域福祉保健計画進行管理対象事業）	成年後見人を必要としながら適切な後見人を得られない区民を対象に、成年後見人を受任する法人後見を実施します。【社会福祉協議会実施事業】	同	同
2-2-3			3 市民後見人の養成及び活動支援	認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない方が住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けられるよう、成年後見制度の担い手となる市民後見人を養成します。また、養成後も研修や相談支援等を通して、活動を支援し、地域における権利擁護体制の充実を図ります。	新設	
2-2-4		○	4 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築（地域福祉保健計画進行管理対象事業）	成年後見制度利用促進基本計画で定められた、福祉・行政・法律専門職などの連携による「支援」機能を備える、権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進する中核機関を、文京区社会福祉協議会に委託して運営します。 中核機関の取組として、有機的な連携を図りながら、専門職による専門的助言等の確保、支援を必要とする区民の早期発見と継続的な支援に資する関係機関の連携体制の強化を図ります。 あわせて、幅広く意思決定支援の理念の普及・啓発を行い、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく一体的に確保されるよう、市民後見人及びその他の権利擁護の担い手との連携を図ります。【社会福祉協議会実施事業】	同	成年後見制度利用促進基本計画で定められた、福祉・行政・法律専門職などの連携による「支援」機能を備える、権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進する中核機関を、文京区社会福祉協議会に委託して運営します。 中核機関の取組として、 権利擁護センターとの 有機的な連携を図りながら、専門職による専門的助言等の確保、支援を必要とする区民の早期発見と継続的な支援に資する関係機関の連携体制の強化を図ります。 あわせて、幅広く意思決定支援の理念の普及・啓発を行い、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく一体的に確保されるよう、市民後見人及びその他の権利擁護の担い手の 養成・活躍の場の仕組みづくり に取り組みます。

次期障害者・児計画（令和9年度～11年度）体系・事業（案）

・成果目標：第8期障害福祉計画又は第4期障害児福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、成果目標（必要な障害福祉サービス等の提供体制に係る目標）に関する事業

・進行管理：計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業予定です（他の分野別計画で進行管理の対象とする事業を含む。）。

No.	成果 目標	進行 管理	計画事業名	事業概要	計画事業名（現行）	事業概要（現行）
2-2-5		○	5 成年後見制度利用支援事業 （地域福祉保健計画進行管理 対象事業）	成年後見制度の利用に要する費用のうち、申立てに要する経費を負担することが困難な方に対し、その費用を助成します。【社会福祉協議会実施事業】 また、後見人等の報酬に係る費用を負担することが困難な方に対し、その費用を助成します。	同	同
2-2-6			6 福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実	福祉サービスの利用にあたり、利用契約やサービス内容について、サービス提供事業者への苦情や要望を受け付け、中立・公正な立場で、解決に向けた支援を行う。 また、福祉サービス苦情等解決委員会を設置し、必要に応じて中立・公正な専門委員による仲介や調査により、解決を図る。 【社会福祉協議会実施事業】	同	同
2-2-7			7 障害者・児虐待防止対策支援事業	区民向けの講演会の開催や障害者虐待防止リーフレットの配布、障害者施設等従事者への研修会等を通じて広報・啓発活動を進め、障害者虐待防止や早期発見を図ります。 障害者虐待の通報窓口や相談を受ける障害者虐待防止センターにおいては、虐待の防止や早期発見、虐待を受けている可能性のある対象者の安全確保と事実確認等の迅速な対応を行います。 また、障害者基幹相談支援センターをはじめ、対象者の年齢に応じて こ ども家庭支援センターや 児 童相談所、高齢者あんしん相談センターと連携しながら適切な支援を行うとともに、園や学校、福祉施設など、その他関係する機関との協力体制の整備等、支援体制の強化を図っていきます。	同	区民向けの講演会の開催や障害者虐待防止リーフレットの配布、障害者施設等従事者への研修会等を通じて広報・啓発活動を進め、障害者虐待防止や早期発見を図ります。 障害者虐待の通報窓口や相談を受ける障害者虐待防止センターにおいては、虐待の防止や早期発見、虐待を受けている可能性のある対象者の安全確保と事実確認等の迅速な対応を行います。 また、障害者基幹相談支援センターをはじめ、対象者の年齢に応じて子ども家庭支援センターや高齢者あんしん相談センターと連携しながら適切な支援を行うとともに、園や学校、福祉施設など、その他関係する機関との協力体制の整備等、支援体制の強化を図っていきます。
2-2-8		○	8 障害者差別解消支援地域協議会の運営	地域の関係機関等が委員となり、障害を理由とする差別に関する相談等の事例共有等、差別を解消するための取組について協議を行います。	同	同

次期障害者・児計画（令和9年度～11年度）体系・事業（案）

- ・成果目標：第8期障害福祉計画又は第4期障害児福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、成果目標（必要な障害福祉サービス等の提供体制に係る目標）に関する事業
- ・進行管理：計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業予定です（他の分野別計画で進行管理の対象とする事業を含む。）。

No.	成果 目標	進行 管理	計画事業名	事業概要	計画事業名（現行）	事業概要（現行）
主要項目			3 安心して働き続けられる就労支援		3 安心して働き続けられる就労支援	
小項目			1 就労支援体制の確立		1 就労支援体制の確立	
3-1-1		○	1 障害者就労支援の充実	障害者の社会参加と自立を促進するため、就労に関する相談・支援等について、障害者就労支援センターを中心に実施します。多様化している障害の特性や働き方へのニーズに応じた専門性の高い支援やコーディネート力の強化、増加する新規登録者・就労者に対する定着支援、生活支援等、地域の拠点としての機能の充実を図ります。	同	同
3-1-2			2 就労支援ネットワークの構築・充実	地域自立支援協議会の就労支援専門部会や事業所ネットワーク（就労支援者研修会）等を活用し、障害者就労に関する情報の整理を通じて共有化を図るとともに、関係機関の人的交流の機会提供や、地域の就労支援を担う人材育成を行います。 また、地域の福祉・保健・教育・労働等の連絡会への参加を通して、就労している障害者の生活を地域全体で支える仕組みづくりを行います。	同	同
3-1-3		○	3 就労促進助成事業	一般就労を目指す障害者が企業等での実習を行う際に、実習を行う障害者就労支援センター登録者等に体験手当を支給することで、障害者の就労・雇用を促進していきます。 また、区内中小企業等に対して職業体験受入れ奨励金を助成し、実習機会の拡大及び障害者への理解を深めるとともに、区内中小企業等の障害者雇用促進の取組をサポートします。	同	同
3-1-4		○	4 重度障害者等就労支援事業	民間企業が重度障害者等を雇用するに当たり、障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても当該重度障害者等の雇用継続に支障が残る場合や、重度障害者等が自営業者等として働く場合において、重度障害者等の通勤や職場等における支援を行うことで、重度障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保します。	同	同

次期障害者・児計画（令和9年度～11年度）体系・事業（案）

・成果目標：第8期障害福祉計画又は第4期障害児福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、成果目標（必要な障害福祉サービス等の提供体制に係る目標）に関する事業

・進行管理：計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業予定です（他の分野別計画で進行管理の対象とする事業を含む。）。

No.	成果 目標	進行 管理	計画事業名	事業概要	計画事業名（現行）	事業概要（現行）
小項目			2 職場定着支援の推進		2 職場定着支援の推進	
3-2-1		○	1 就業先企業への支援	法定雇用率の引上げやそれに伴う納付金制度の対象企業の範囲拡大等により障害者雇用に取り組む企業が増えていることを踏まえ、障害者理解のための情報提供や、合理的配慮の提供の下で雇用促進が図られるよう、企業への相談支援を行うとともに、精神障害者の雇用機会の拡大に対応できる相談体制について充実を図ります。 また、雇用管理やキャリア支援、人材育成の方法、メンタルヘルスなど企業の相談内容の多様化に対応するため、企業支援体制の充実を図ります。	同	同
3-2-2		○	2 安定した就業継続への支援	就労先への定期的な職場訪問の実施や定期的な個別面談を通して、職場の人間関係等の困りごと等の相談に応じ、就業継続に向けた支援を行います。教育機関（特別支援学校等）や職業訓練校、就労系事業所（就労移行支援・就労継続支援等）からの就職者に対しても、各機関との連携を図りながら職場定着支援を実施します。 また、生活の中で生じた課題等については地域の関係機関と連携し、安定した職業生活を送ることができるよう支援します。	同	同
3-2-3			3 就労者への余暇支援	就労している障害者が豊かな社会生活を築き、就労継続意欲を高めることを目的として、仲間づくりの場となる「たまり場」、生涯学習の機会となる「生活講座」等の余暇支援事業を行うとともに、就労継続者への表彰についても継続して実施します。	同	同
3-2-4		○	4 就労定着支援	【3-3-5再掲】	同	【3-3-4再掲】

次期障害者・児計画（令和9年度～11年度）体系・事業（案）

・成果目標：第8期障害福祉計画又は第4期障害児福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、成果目標（必要な障害福祉サービス等の提供体制に係る目標）に関する事業

・進行管理：計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業予定です（他の分野別計画で進行管理の対象とする事業を含む。）。

No.	成果 目標	進行 管理	計画事業名	事業概要	計画事業名（現行）	事業概要（現行）
小項目			3 福祉施設等での就労支援		3 福祉施設等での就労支援	
3-3-1	○	○	1 福祉施設から一般就労への移行	就労移行支援及び就労継続支援等の福祉施設を利用する障害者が、一般就労へ移行し定着することを推進します。 また、福祉施設との連携を深めるとともに、様々な就労支援に関する情報提供を行うことで、福祉施設利用者が就労支援の利用につながる環境づくりを進めます。	同	同
3-3-2	○	○	2 就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。	同	就労アセスメントの手法を活用して整理した情報に係る書面の作成・提供、関係機関との意見交換等を行うことにより、障害者本人が一般就労や就労系障害福祉サービス事業所などを自ら選択することや、就労開始後の配慮事項の整理等を通じて本人の能力や適性、地域社会や地域の事業所の状況に合った選択ができることを目指して、必要な支援を行います
3-3-3		○	3 就労移行支援	一般企業への就労を希望する障害者に対し、一定期間就労に必要な知識や能力の向上のために訓練等を行い、障害者の一般就労を促進します。	2 就労移行支援	同
3-3-4		○	4 就労継続支援（A型・B型）	一般企業での就労が困難な障害者に対して、働く場を継続的に提供するとともに、知識や能力の向上を図るために必要な支援を行います。	3 就労継続支援（A型・B型）	同
3-3-5	○	○	5 就労定着支援	就労移行支援等を利用し一般就労した障害者について、一定の期間にわたり、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、生活リズム・家計・体調管理等の指導・助言や、事業所・家族との連絡調整等支援を行います。	4 就労定着支援	同
3-3-6			6 福祉的就労の充実	福祉施設における福祉的就労のやりがいや達成感を大切にし、働くことを通じた社会参加の促進を行います。 また、区や民間企業等からの受注を促進するとともに、工賃の増加を図るために、区内事業所のネットワーク組織を構築し、共同受注の仕組みや共同販売会を充実させることで、受注作業や商品販路の拡大を推進します。	5 福祉的就労の充実	同

次期障害者・児計画（令和9年度～11年度）体系・事業（案）

- ・成果目標：第8期障害福祉計画又は第4期障害児福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、成果目標（必要な障害福祉サービス等の提供体制に係る目標）に関する事業
- ・進行管理：計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業予定です（他の分野別計画で進行管理の対象とする事業を含む。）。

No.	成果目標	進行管理	計画事業名	事業概要	計画事業名（現行）	事業概要（現行）
3-3-7			7 障害者優先調達推進法に基づく物品調達の推進	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」に基づき、文京区における調達方針を毎年度定めます。推進に当たっては、 <u>区の事務事業において</u> 障害者就労施設等が受託可能な物品・使役等の効果的なPRを行います。	6 障害者優先調達推進法に基づく物品調達の推進	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」に基づき、文京区における調達方針を毎年度定めます。推進に当たっては、庁舎内において障害者就労施設等が受託可能な物品・使役等の効果的なPRを行います。
3-3-8		○	8 日中活動系サービス施設の整備	【1-1-22再掲】	7 日中活動系サービス施設の整備	同
小項目			4 就労機会の拡大		4 就労機会の拡大	
3-4-1			1 区の業務における就労機会の拡大	<u>企業就労を目指す障害者の雇用機会の拡大に資する取組として、区内における知的障害者及び精神障害者のチャレンジ雇用の実施、区内インターンシップ、福祉施設における就労体験の場としての実習受入れなどを実施し、相乗効果を上げていきます。</u> また、区内におけるインターンシップ事業や委託業務の拡大等の検討を行い、障害者就労の機会の拡大を図ります。	同	平成26年6月から区内で知的・精神障害者のチャレンジ雇用が始まり、企業就労を目指す障害者の雇用機会の拡大に寄与してきました。今後は、区内インターンシップとの連携や、福祉施設における就労体験の場としての実習受入れなどを実施し相乗効果を上げていきます。 また、区内におけるインターンシップ事業や委託業務の拡大等の検討を行い、障害者就労の機会の拡大を図ります。
3-4-2			2 障害者雇用の普及・啓発	障害者が地域で当たり前働き暮らすことができるよう、「障害者が働くこと」を広く区民、本人・家族、関係者に普及啓発する活動を行います。 また、主に区内の中小企業に対して、障害者雇用に関する情報提供や理解促進を図り、企業の障害者雇用の取組をサポートします。	同	同
3-4-3			3 地域雇用開拓の促進	<u>障害者就労支援センターにおいて、公共職業安定所への同行や独自の職場開拓による利用者の求職活動支援を行い、併せて講演会等の各種事業の実施、障害者雇用に取り組む企業等への支援、地域関係機関との情報共有等を通じて、地域雇用開拓を促進していきます。</u> また、区内中小企業等に対しては、雇用促進奨励金の助成を通じて、障害者雇用先の開拓に取り組みます。	同	地域自立支援協議会の就労支援専門部会において、障害者雇用に関する周知・啓発活動及び支援策を検討し、事業者に対して周知を図ります。 また、区内中小企業等に対しては、雇用促進奨励金の助成を通じて、障害者雇用先の開拓に取り組みます。

次期障害者・児計画（令和9年度～11年度）体系・事業（案）

- ・成果目標：第8期障害福祉計画又は第4期障害児福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、成果目標（必要な障害福祉サービス等の提供体制に係る目標）に関する事業
- ・進行管理：計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業予定です（他の分野別計画で進行管理の対象とする事業を含む。）。

No.	成果 目標	進行 管理	計画事業名	事業概要	計画事業名（現行）	事業概要（現行）
主要項目			4 子どもの育ちと家庭の安心への支援		4 子どもの育ちと家庭の安心への支援	
小項目			1 障害のある子どもの健やかな成長		1 障害のある子どもの健やかな成長	
4-1-1		○	1 乳幼児健康診査 （保健医療計画進行管理対象事業）	4 か月から3歳及び5歳までの乳幼児を対象に、発育・発達の状態を確認するとともに、疾病を早期に発見し、適切な治療や療育につなげます。子育てのストレスや育児不安をもつなど子育てが困難な家庭を把握し、関係機関と連携して支援します。	同	4 か月から3歳までの乳幼児を対象に、発育・発達の状態を確認するとともに、疾病を早期に発見し、適切な治療や療育につなげます。子育てのストレスや育児不安をもつなど子育てが困難な家庭を把握し、関係機関と連携して支援します。
4-1-2		○	2 発達健康診査	運動発達の遅れや精神発達の偏りが疑われる乳幼児について、専門医による診察・相談を行い、子どもの発達の問題を早期発見するとともに、関係機関と連携し適切な療育につなげます。	同	同
4-1-3			3 総合相談室の充実	教育センター総合相談室において、心身の障害や発達上の何らかの心配ごとがある子どもについて、保護者からの相談に応じ、助言、療育を行います。 また、必要に応じて個別療育（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士）、グループ療育等の子どもへの発達援助、療育に関わる情報提供及び紹介を行います。各園・学校・関係機関との連携を深めながら、乳幼児期から学齢期への切れ目のない支援を行います。	同	同
4-1-4			4 発達に関する情報の普及啓発	子どもの発達に関する相談窓口や支援内容に関する情報を、ホームページ、リーフレット等で周知します。 また、区民との関わりを通じ、子どもの発達に関する理解を深め、より良い子どもとの関わり方を学べるよう啓発を行います。	同	同
4-1-5			5 在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業	【1-6-4再掲】	同	同

次期障害者・児計画（令和9年度～11年度）体系・事業（案）

- ・成果目標：第8期障害福祉計画又は第4期障害児福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、成果目標（必要な障害福祉サービス等の提供体制に係る目標）に関する事業
- ・進行管理：計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業予定です（他の分野別計画で進行管理の対象とする事業を含む。）。

No.	成果 目標	進行 管理	計画事業名	事業概要	計画事業名（現行）	事業概要（現行）
小項目			2 相談支援の充実と関係機関の連携の強化		2 相談支援の充実と関係機関の連携の強化	
4-2-1	○	○	1 児童発達支援センターの運営	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うとともに、各種事業を実施し、地域の障害児支援に取り組みます。 また、国の基本指針を踏まえ、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に向け検討等を行います。	同	同
4-2-2			2 多様な機関の連携による切れ目のない支援	教育・福祉・保健・子育て等の関係機関の連携のもと、障害児とその家族及び保育園、幼稚園、小・中学校等に対する学びと育ちを支援します。 また、発育歴などの情報を成長段階に応じて引き継ぐための「個別支援ファイル（マイファイル『ふみの輪』）」や就学先の小・中学校に対して保護者や就学前機関が子どもの療育で大切にしてきたことを伝える「文京区就学支援シート」等を活用し、切れ目のない一貫した支援を行います。	同	同
4-2-3	○	○	3 医療的ケア児支援体制の構築	医療的ケア児が、未就学期・学齢期・成人期のライフステージに応じて円滑かつ適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による連絡会を開催し、適切な支援体制の構築に向けた課題・対策等について協議を行います。	同	同
4-2-4	○	○	4 医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進します。	同	同
4-2-5			5 個別の支援計画の作成	学校や教育センター、保育園、幼稚園において、必要な児童・生徒に対し、保護者の意向も尊重しながら「個別の教育支援計画」を作成することで、個に応じた支援を実施します。	同	同

次期障害者・児計画（令和9年度～11年度）体系・事業（案）

- ・成果目標：第8期障害福祉計画又は第4期障害児福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、成果目標（必要な障害福祉サービス等の提供体制に係る目標）に関する事業
- ・進行管理：計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業予定です（他の分野別計画で進行管理の対象とする事業を含む。）。

No.	成果 目標	進行 管理	計画事業名	事業概要	計画事業名（現行）	事業概要（現行）
4-2-6			6 専門家アウトリーチ型支援	専門家（心理士、作業療法士、言語聴覚士等）による保育園、幼稚園への巡回・訪問、学校への派遣等により、子どもへの対応力の向上を図ります。	同	同
4-2-7	○	○	7 障害児相談支援	児童福祉法に基づき、障害児通所支援を利用する前に障害児の心身の状況、環境、その保護者の障害児通所支援利用に関する意向、その他事情を聞き取り、個々の状況に応じた障害児支援利用計画等を作成し、通所支援事業者と連絡調整を行います。さらに、定期的にモニタリングを行い、利用状況に応じて計画の見直しを行うなど、ケアマネジメントによるきめ細かい支援を行います。 障害児通所支援利用者が増えていることから、障害児相談支援の利用を希望する障害児が相談支援を受けられる体制を目指すとともに、障害児相談支援の利用希望の有無を把握し、望まないセルフプランの解消に向け、障害児相談支援の利用を支援します。	同	児童福祉法に基づき、障害児通所支援を利用する前に障害児の心身の状況、環境、その保護者の障害児通所支援利用に関する意向、その他事情を聞き取り、個々の状況に応じた障害児支援利用計画等を作成し、通所支援事業者と連絡調整を行います。さらに、定期的にモニタリングを行い、利用状況に応じて計画の見直しを行うなど、ケアマネジメントによるきめ細かい支援を行います。 障害児通所支援利用者が増えていることから、障害児相談支援の利用を希望する障害児が相談支援を受けられる体制を目指します。
4-2-8		○	8 医療的ケア児在宅レスパイト事業	保護者等が、休息、就労又は就職活動の理由により在宅介護を行うことができない場合に、看護師又は准看護師を居宅に派遣し、保護者等に代わって医療的ケア児の医療的ケア等を行います。	同	同
4-2-9	○	○	9 障害児通所支援事業所における重症心身障害児等の支援充実に向けた検討	主に重症心身障害児や医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保・充実に向けて、課題等を整理し対策の検討を行います。	同	同

次期障害者・児計画（令和9年度～11年度）体系・事業（案）
・成果目標：第8期障害福祉計画又は第4期障害児福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、成果目標（必要な障害福祉サービス等の提供体制に係る目標）に関する事業
・進行管理：計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業予定です（他の分野別計画で進行管理の対象とする事業を含む。）。

No.	成果 目標	進行 管理	計画事業名	事業概要	計画事業名（現行）	事業概要（現行）
小項目			3 こどもの成長段階に応じた適切な支援		3 こどもの成長段階に応じた適切な支援	
4-3-1		○	1 児童発達支援	<u>主に未就学の障害児を対象に心身の発達を促し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援等を行う。</u>	同	児童福祉法に基づき、主に未就学の障害児を対象に心身の発達を促し、日常生活における基本的な動作等の習得、社会生活・集団生活などへの適応能力の向上を図るために個々に応じた適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。
4-3-2		○	2 医療型児童発達支援	廃止		児童福祉法に基づき、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援を要する児童に対し、児童発達支援及び治療を行い、障害児の心身の発達促進を図る。
4-3-2		○	2 居宅訪問型児童発達支援	<u>重度の障害等の状態にあって、児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障害児につき、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに生活能力の向上のために必要な支援等を行います。</u>	同	重度の障害等の状態にある障害児であって、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを利用するために外出することが著しく困難な障害児について、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等を行う。
4-3-3		○	3 保育所等訪問支援	<u>集団生活の適応のために支援が必要な保育所等に通う障害児について、その施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。</u>	同	集団生活の適応のために支援が必要な保育所等に通う障害児について、その施設を訪問し、専門的な支援を行う。
4-3-4		○	4 文京版スターティング・ストロング・プロジェクト	【4-4-9再掲】	同	同
4-3-5		○	5 保育園要配慮児保育	区立・私立保育園において、心身の発達に関し特別な配慮が必要な児童に対し、個別指導計画に基づく集団保育を実施します。	同	同
4-3-6		○	6 幼稚園特別保育	区立幼稚園において、特別な支援が必要な幼児が集団の中で生活することを通して、幼稚園教育の機能や特性を活かしながら、その幼児の発達を促進するため、専門家による指導助言や特別保育を補助する支援員の配置等を行います。	同	同

次期障害者・児計画（令和9年度～11年度）体系・事業（案）

- ・成果目標：第8期障害福祉計画又は第4期障害児福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、成果目標（必要な障害福祉サービス等の提供体制に係る目標）に関する事業
- ・進行管理：計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業予定です（他の分野別計画で進行管理の対象とする事業を含む。）。

No.	成果目標	進行管理	計画事業名	事業概要	計画事業名（現行）	事業概要（現行）
4-3-7		○	7 就学前相談体制の充実	専門の委員からなる特別支援教育相談委員会を設置し、就学において特別な支援を必要とする児童・生徒の個々の特性に応じて、可能な限り保護者の意向を尊重したうえで、適切な支援を受けられるようにします。	同	同
4-3-8			8 総合相談室の充実	【4-1-3再掲】	同	同
4-3-9			9 専門家アウトリーチ型支援	【4-2-6再掲】	同	同
4-3-10		○	10 障害児通所支援事業所の整備	重症心身障害児や医療的ケア児を含め障害児が地域の中で児童発達支援や放課後等デイサービス等の必要な支援が受けられるよう、整備費等補助制度の活用等の推進を図るなどして、民間事業者による障害児通所支援事業所の施設整備を促進します。	同	同
4-3-11		○	11 特別支援教育の充実	国のインクルーシブ教育の施策を踏まえ、区立小・中学校の通常の学級及び特別支援学級における特別な支援を必要とする児童・生徒が、個々のニーズに応じた教育を受けることができるように、指導員等を配置し充実を図ります。 ・特別支援教育担当指導員：通常の学級に在籍する発達障害等の特別な支援が必要な児童・生徒の支援として、一斉指導の中での学習支援や個別指導、学校生活における必要な支援を行います。 ・交流及び共同学習支援員：特別支援学級設置校において、特別支援学級の児童・生徒が通常の学級障害との交流及び共同学習を行う際等の支援を行います。 ・バリアフリーパートナー：大学生や地域人材等ボランティアの協力を得て、子どもたちのサポートを行います。	同	国のインクルーシブ教育の施策を踏まえ、区立小・中学校の通常の学級及び特別支援学級における特別な支援を必要とする児童・生徒が、個々のニーズに応じた教育を受けることができるように、指導員等を配置し充実を図ります。 ・特別支援教育担当指導員：通常の学級に在籍する発達障害等の特別な支援が必要な児童・生徒の支援として、一斉指導の中での個別指導や特別支援 教室等での専門的指導・支援を行います。 ・交流及び共同学習支援員：特別支援学級設置校において、障害のある子どもたちと障害のない子どもたちとの交流及び共同学習を円滑に行います。 ・バリアフリーパートナー：大学生や地域人材等ボランティアの協力を得て、子どもたちのサポートを行います。

次期障害者・児計画（令和9年度～11年度）体系・事業（案）

- ・成果目標：第8期障害福祉計画又は第4期障害児福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、成果目標（必要な障害福祉サービス等の提供体制に係る目標）に関する事業
- ・進行管理：計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業予定です（他の分野別計画で進行管理の対象とする事業を含む。）。

No.	成果 目標	進行 管理	計画事業名	事業概要	計画事業名（現行）	事業概要（現行）
4-3-12			12 育成室の障害児保育	保護者が仕事や病気等のため保育の必要な小学校1年から3年生のうち心身に特別な配慮を要する児童（要配慮児）に対して、健全な育成と保護を図り、必要に応じて学年延長を行います。保育補助の会計年度任用職員等を配置し保育環境を整えとともに、児童支援員のための研修を定期的の実施し、保育の質の向上を図ります。また、巡回指導を実施し、策定した個別指導計画に基づき、保育の充実を図ります。	同	同
4-3-13			13 個に応じた指導の充実	区立小・中学校の通常の学級及び特別支援学級における特別な支援を必要とする児童・生徒に対する特別支援教育のあり方や指導の実際について、教員等研修を実施するとともに教育センター等関係機関と連携し、教員の指導力向上や個への対応の充実を図ります。	同	同
4-3-14		○	14 放課後等デイサービス	<u>就学している障害児に対して、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進等を行うことで、障害児の健全な育成を図ります。</u>	同	就学している障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練や社会との交流の促進等の支援を行うことで、障害児の健全な育成を図ります。
小項目			3 障害の有無に関わらず、地域で過ごし育つ環境づくり		3 障害の有無に関わらず、地域で過ごし育つ環境づくり	
4-4-1		○	1 保育園要配慮児保育	【4-3-5再掲】	同	同
4-4-2		○	2 幼稚園特別保育	【4-3-6再掲】	同	同

次期障害者・児計画（令和9年度～11年度）体系・事業（案）

・成果目標：第8期障害福祉計画又は第4期障害児福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、成果目標（必要な障害福祉サービス等の提供体制に係る目標）に関する事業

・進行管理：計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業予定です（他の分野別計画で進行管理の対象とする事業を含む。）。

No.	成果目標	進行管理	計画事業名	事業概要	計画事業名（現行）	事業概要（現行）
4-4-3			3 育成室の障害児保育	【4-3-12再掲】	同	同
4-4-4			4 ぴよぴよひろば（親子ひろば事業）	こども家庭支援センター親子交流室において、3歳未満の乳幼児とその保護者が安心して遊べ、子育て親子の情報交換や仲間づくりができる場を提供していきます。 また、保育士資格を持ったひろば職員や心理士や保健師の資格を持った職員が利用者の子育てに関する相談も受けます。	同	子ども家庭支援センター親子交流室において、3歳未満の乳幼児とその保護者が安心して遊べ、子育て親子の情報交換や仲間づくりができる場を提供していきます。 また、保育士資格を持ったひろば職員が利用者の子育てに関する相談も受けます。
4-4-5		○	5 子育てひろば事業（子育て支援計画計画進行管理対象事業）	乳幼児及びその保護者が安心して遊べ、仲間作りもできる場を提供し、専門指導員による子育てに関する相談、援助及び子育て関連情報の提供を行うとともに、子育て支援に関する講習等を実施します。	同	同
4-4-6		○	6 地域団体による地域子育て支援拠点事業（子育て支援計画計画進行管理対象事業）	地域で子育てを支援している団体等による地域子育て支援拠点事業を実施し、子育てサポーター認定制度の認定を受けたサポーターの新たな活躍の場とともに、子どもや子育て家庭を支える地域との繋がりが生まれる仕組みづくりを進め、「顔の見える」相手との信頼関係のもとで、地域で安心して子育てができるよう支援します。	同	同
4-4-7			7 児童館	館内の遊戯室、図書室、工作室、屋上遊戯場等において、専門の職員が遊びを通じて児童の集団的かつ個別的な指導を行い、子どもの健全育成を図ります。	同	同
4-4-8			8 b-lab（文京区青少年プラザ）	中高生世代の自主的な活動の場を提供するとともに、文化・スポーツ、学習支援等の各種事業を通して、自主的な活動を支援し、自立した大人への成長を支えます。	同	同
4-4-9		○	9 文京版スターティング・ストロング・プロジェクト	集団参加や対人コミュニケーションなどの社会的スキル等の成長が乳幼児期から促されるよう、心理士等の専門家チームが区内の幼稚園・保育園・児童館等を訪問し専門的発達支援を行い、より質の高い育児環境を整え、子どもたちの健やかな育ちを支えます。	同	同

次期障害者・児計画（令和9年度～11年度）体系・事業（案）

・成果目標：第8期障害福祉計画又は第4期障害児福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、成果目標（必要な障害福祉サービス等の提供体制に係る目標）に関する事業

・進行管理：計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業予定です（他の分野別計画で進行管理の対象とする事業を含む。）。

No.	成果 目標	進行 管理	計画事業名	事業概要	計画事業名（現行）	事業概要（現行）
4-4-10			10 ベビーシッター利用料助成事業	子育てをする家庭の負担軽減や孤立等の防止を図るため、ベビーシッターによる保育サービスを利用した際の利用料の一部を助成します。	新設	
主要項目			5 ひとにやさしいまちづくりの推進		5 ひとにやさしいまちづくりの推進	
小項目			1 まちのバリアフリーの推進		1 まちのバリアフリーの推進	
5-1-1			1 文京区バリアフリー基本構想の推進	バリアフリー基本構想の重点整備地区別計画に基づき、各施設設置管理者等が特定事業を実施することで、重点的かつ一体的なバリアフリーを推進します。	同	同
5-1-2		○	2 バリアフリーの道づくり（地域福祉保健計画進行管理対象事業）	文京区バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路（1次経路及び歩道のある2次経路）の歩道の拡幅、平坦性の確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置などを行い、すべての人にやさしい道路の実現を図ります。	同	同
5-1-3			3 文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導	高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に共同住宅等で生活できるよう、その整備に関する基準を定めることにより、福祉のまちづくりを推進します。	同	同
5-1-4			4 総合的自転車対策の推進	安全な歩行者空間を確保するため、放置自転車の警告・撤去、自転車駐車場の整備等の総合的な自転車対策を推進します。 また、小中学生対象の自転車交通安全教室を実施するとともに、区報やホームページによる自転車利用者への交通ルールの周知・マナーの向上、警察と協力した交通安全イベントを実施します。	同	同
5-1-5		○	5 公園再整備事業（地域福祉保健計画進行管理対象事業）	区立の公園、児童遊園等をより安全・安心で快適なものとするため、「文京区公園再整備基本計画」に基づき、地域主体の区民参画による計画的な公園等の再整備を行い、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備や施設配置を行うことで、高齢者を始め、障害者や子育てをしている方などにも利用しやすい公園づくりを推進します。	同	同

次期障害者・児計画（令和9年度～11年度）体系・事業（案）
・成果目標：第8期障害福祉計画又は第4期障害児福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、成果目標（必要な障害福祉サービス等の提供体制に係る目標）に関する事業
・進行管理：計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業予定です（他の分野別計画で進行管理の対象とする事業を含む。）。

No.	成果 目標	進行 管理	計画事業名	事業概要	計画事業名（現行）	事業概要（現行）
5-1-6			6 コミュニティバス運行	区内を円滑に移動できるよう、コミュニティバスで区の拠点間を結び、公共交通不便地域を解消することにより、区民等の利便性を高めます。	同	同
5-1-7			7 ごみの訪問収集	①満65歳以上のみの世帯／②障害者のみの世帯／③日常的に介助又は介護を必要とする方のみの世帯／④母子健康手帳の交付を受けてから産後3月程度までの妊産婦のみの世帯／⑤その他区長が特に必要であると認めた世帯 上記いずれかに該当する方のみで構成される世帯であって、自らごみ等を集積所に持ち出すことが困難で、身近な人の協力が得られない世帯に対し、ご家庭の可燃ごみ・不燃ごみを、清掃事務所職員が戸別に玄関先又はドアの前から収集します。	同	同
5-1-8			8 高齢者等住宅修築資金助成事業（高齢者・介護保険事業計画進行管理対象事業）	高齢者（65歳以上）の方又は心身障害者世帯に属する方で、 <u>住宅におけるバリアフリー化を含む修築工事等を実施する方に対し、修築工事等に係る費用の一部を助成します。</u>	同	①高齢者（65歳以上）の方又は心身障害者世帯に属すること／②工事着工前の住宅であること／③区内の自己又は親族（六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族）が所有する住宅に居住し、住民登録をしていること／④住民税を滞納していないこと／⑤この助成金の交付を受けたことがない住宅であること／⑥文京区高齢者等住宅修築資金融資あっせん・利子補給を受けたことがない住宅であること／⑦その他の助成金の交付を受けたことがない住宅であること 上記の要件を全て満たす場合で、住宅におけるバリアフリー化を含む修築工事等を実施する方に対し、修築工事等に係る費用の一部を助成します。

次期障害者・児計画（令和9年度～11年度）体系・事業（案）
・成果目標：第8期障害福祉計画又は第4期障害児福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、成果目標（必要な障害福祉サービス等の提供体制に係る目標）に関する事業
・進行管理：計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業予定です（他の分野別計画で進行管理の対象とする事業を含む。）。

No.	成果 目標	進行 管理	計画事業名	事業概要	計画事業名（現行）	事業概要（現行）
小項目			2 心のバリアフリーの推進		2 心のバリアフリーの推進	
5-2-1		○	1 障害及び障害者・児に対する理解の促進（理解促進研修・啓発事業）	障害者・児が住み慣れた地域社会において、差別や偏見なく地域の一員として育ち暮らし続けていけるよう、様々な機会を捉えて障害の特性や障害のある人に対する理解を深めることや、共生社会の実現を図ることを目的として、地域支援フォーラムにおいて講演会等の事業を行うとともに、心のバリアフリーハンドブックを作成し、教育機関及び区内イベント等での配布を通じて周知啓発を行います。	同	同
5-2-2		○	2 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実	「障害者週間(12月3日から9日まで)」を記念して、障害のある人もない人もともに集い、障害福祉についての関心や理解を促進するための催しを開催します。	同	同
5-2-3			3 障害者事業を通じた地域参加	各種の障害者事業（心身障害者・児通所施設合同運動会、一歩いっぽ祭り、ハートフル工房参加など）を通じて、障害者・児の様々な地域活動への参加を推進します。	同	同
5-2-4			4 障害者差別解消に向けた取組の推進	障害者差別解消法及び 東京都障害者差別解消条例を踏まえ、障害を理由とする差別の解消に向けて、区民や民間事業者等に周知・啓発活動を行います。	同	同

次期障害者・児計画（令和9年度～11年度）体系・事業（案）

- ・成果目標：第8期障害福祉計画又は第4期障害児福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、成果目標（必要な障害福祉サービス等の提供体制に係る目標）に関する事業
- ・進行管理：計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業予定です（他の分野別計画で進行管理の対象とする事業を含む。）。

No.	成果 目標	進行 管理	計画事業名	事業概要	計画事業名（現行）	事業概要（現行）
小項目			3 情報のバリアフリーの推進		3 情報のバリアフリーの推進	
5-3-1			1 情報提供ガイドラインに即した情報発信の推進	区から発信する情報が多様な受け取り手に届くよう、障害の特性に配慮した情報提供を行うことを目的に策定した「情報提供ガイドライン」に則った情報提供を推進します。	同	同
5-3-2			2 情報 の バリアフリーの推進	障害者パソコン教室の実施、区役所窓口への拡大鏡・筆談ボード等の設置、 遠隔手話通訳サービスや電話代理支援サービス 、バリアフリーマップ等により、障害者が日常生活を送る上で必要な情報を取得するための支援を行い、情報バリアフリーの推進を図ります。	情報バリアフリー	障害者パソコン教室の実施、区役所窓口への拡大鏡・筆談ボード等の設置・バリアフリーマップ等により、障害者が日常生活を送る上で必要な情報を取得するための支援を行い、情報バリアフリーの推進を図ります。
5-3-3			3 手話に関するケーブルテレビ番組の制作	既存番組の手話付き版やワンポイント手話レッスン番組などを制作し、ケーブルテレビ（文京区民チャンネル）及び区公式YouTubeにて放映することで、手話に対する社会的理解を広げます。	新設	
5-3-4			4 文京区声の広報・点字の広報発行	区内在住の視覚障害者に対して区政を広く周知するため、声の広報及び点字の広報の発行を行っています。	新設	
5-3-5			5 図書館利用に障害のある方への図書館資料の貸出及び情報提供	印刷文字による読書が困難な方に向け、電子書籍、オーディオブック、大活字本、点字図書、録音図書等、多様な資料の収集、提供を行うほか、対面朗読サービスの実施、読書をサポートする機器類の設置を行います。 また、来館が困難な方へのサービスとして、資料の郵送サービス（視覚障害のある方対象）、宅配サービス（来館が困難な単身の区民対象）を実施します。各サービスの広報にも努め利用の促進を図ります。	同	同

次期障害者・児計画（令和9年度～11年度）体系・事業（案）

- ・成果目標：第8期障害福祉計画又は第4期障害児福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、成果目標（必要な障害福祉サービス等の提供体制に係る目標）に関する事業
- ・進行管理：計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業予定です（他の分野別計画で進行管理の対象とする事業を含む。）。

No.	成果 目標	進行 管理	計画事業名	事業概要	計画事業名（現行）	事業概要（現行）
小項目			4 防災・安全対策の充実		4 防災・安全対策の充実	
5-4-1			1 ヘルプカードの普及・啓 発	障害者等が発災時及び困った時に必要な援助や配慮を周囲の人に伝えるためのヘルプカードの普及啓発を行います。 当事者には、ヘルプカードを綴じ込んだ「障害者福祉のてびき」を配布します。一般区民には、啓発物を関係機関やイベント等で配布することで、障害者の災害に対する備えと助け合う体制を整えます。	同	同
5-4-2			2 避難行動要支援者への支 援	災害時の避難行動に支援を要する方に対して、安否確認、避難誘導等を適切に行うため、支援者や関係機関との連携強化による状況把握等を実施し、支援体制の充実を図ります。 また、災害時の停電等により、生命に危険を及ぼす可能性のある在宅人工呼吸器使用者については、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針に基づき災害時個別支援計画を策定するなど、災害時の安全確保のための支援体制を整えていくとともに、障害の特性に合わせた支援内容の検討を行います。	同	同
5-4-3		○	3 福祉避難所の拡充 （地域福祉保健計画進行管理 対象事業）	避難所での避難生活が著しく困難な方を一時的に受け入れ、支援するための福祉避難所について、区内に存する福祉関連施設等と連携・協力して設置箇所数の拡大を図るとともに、福祉避難所が機能するよう設置及び運営方法に関する検討を進めます。	同	同
5-4-4			4 避難所運営協議会の運営 支援	災害時に避難所がその役割を十分に果たすことができるよう、各避難所運営協議会の運営や避難所運営訓練等の活動を支援することにより、取組を活性化させ、自主運営体制の確立と地域の防災力の向上、防災意識の啓発を図る。	同	同
5-4-5		○	5 災害ボランティア体制の 整備 （地域福祉保健計画進行管理 対象事業）	災害時に被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるため、災害ボランティアセンターの体制の整備の実効性を担保できるよう、平常時から関係機関との連携を進め、安心して暮らせる仕組みづくりに努めます。	同	同

次期障害者・児計画（令和9年度～11年度）体系・事業（案）

- ・成果目標：第8期障害福祉計画又は第4期障害児福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、成果目標（必要な障害福祉サービス等の提供体制に係る目標）に関する事業
- ・進行管理：計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業予定です（他の分野別計画で進行管理の対象とする事業を含む。）。

No.	成果 目標	進行 管理	計画事業名	事業概要	計画事業名（現行）	事業概要（現行）
5-4-6			6 耐震改修促進事業	建築物の所有者による耐震化を図るため、耐震診断、耐震設計及び改修工事等の費用助成を行います。高齢者又は障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の割合と助成金額の上限を優遇します。	同	建築物の所有者が建物の耐震性能を把握し、耐震改修を行えるよう、耐震診断、耐震設計及び改修工事等の費用助成を行います。高齢者又は障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の補助率と補助金上限額を優遇します。
5-4-7		○	7 家具転倒防止器具設置助成事業 （地域福祉保健計画進行管理対象事業）	災害時に、負傷の原因や避難・救出の障害となる家具の転倒・落下・移動等を防止し、在宅避難を推進するため、家具の転倒等防止器具の購入・設置に係る費用を助成し、自宅における減災対策を推進・啓発します。	同	同
5-4-8			8 救急代理通報システムの設置	救急代理通報システムを設置することにより、重度身体障害者等に対する緊急時及び火災時における救助・避難のための支援を行います。 【救急代理通報システム】 重度身体障害者等が、家庭で急病やケガなどの突発的な事故及び火災にあった場合、外部との適切な対応ができる装置を設置し、区が委託する民間の警備会社を通じて東京消防庁に救急要請するとともに駆けつけ員を派遣することで、速やかな救助を行います。	同	同
5-4-9			9 被災者支援の仕組みづくり	一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携しながら被災者に対してきめ細やかな支援を継続的に実施する、災害ケースマネジメントなどによる被災者支援の仕組みを検討します。	同	同

次期障害者・児計画（令和9年度～11年度）体系・事業（案）
・成果目標：第8期障害福祉計画又は第4期障害児福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、成果目標（必要な障害福祉サービス等の提供体制に係る目標）に関する事業
・進行管理：計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業予定です（他の分野別計画で進行管理の対象とする事業を含む。）。

No.	成果 目標	進行 管理	計画事業名	事業概要	計画事業名（現行）	事業概要（現行）
小項目			5 地域との交流及び文化活動・スポーツ等への参加支援		5 地域との交流及び文化活動・スポーツ等への参加支援	
5-5-1			1 障害者事業を通じた地域参加	【5-2-3再掲】	同	同
5-5-2			2 地域に開かれた施設運営	障害者施設に併設する喫茶店の店舗やそれぞれの施設で行う祭りなどのイベント等を通じて障害者・児と地域との交流を広げるとともに、日頃から障害者の働く姿や施設の活動を知ってもらうなど地域と緊密に連携して開かれた施設運営を行います。	同	同
5-5-3		○	3 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実	【5-2-2再掲】	同	同
5-5-4			4 心身障害者・児レクリエーション	心身の障害により日頃行楽の機会が少ない方に対して年1回バス旅行に招待し、区内在住の障害者・児に行楽の機会を設けることで、社会参加のきっかけとします。	同	同
5-5-5			5 障害者スポーツ等の推進	障害者・児向けスポーツ事業を実施し、スポーツに触れる機会を提供するとともに、スポーツの楽しさや魅力を伝えます。	同	同
5-5-6			6 文化芸術作品等の発表機会の確保	市民団体や障害者施設と協働して、障害者の作成した文化芸術作品等を発表する場を創出します。	同	同

次期障害者・児計画（令和9年度～11年度）体系・事業（案）

- ・成果目標：第8期障害福祉計画又は第4期障害児福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、成果目標（必要な障害福祉サービス等の提供体制に係る目標）に関する事業
- ・進行管理：計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業予定です（他の分野別計画で進行管理の対象とする事業を含む。）。

No.	成果 目標	進行 管理	計画事業名	事業概要	計画事業名（現行）	事業概要（現行）
小項目			6 地域福祉の担い手への支援		6 地域福祉の担い手への支援	
5-6-1		○	1 ボランティア活動への支援 （地域福祉保健計画進行管理 対象事業）	ボランティア養成講座や研修等を実施し、地域の担 い手を育成するとともに、福祉教育の実施、ボラン ティア・市民活動に関する情報収集・提供を行うコー ディネート機能の強化等により、地域福祉活動の多様 化、活性化を図ります。 また、団体への研修費の助成等による支援のほか、 地域活動や交流会等を通じて活動団体間の交流を促進 することでネットワーク化を推進し、ボランティア・ 市民活動の輪を広げます。 【社会福祉協議会実施 事業】	同	同
5-6-2		○	2 手話奉仕員養成研修事業	聴聴覚障害により意思疎通を図ることに支障がある 障害者等が自立した生活を営むことができるよう、社 会参加・交流活動等を促進するための支援者として期 待される手話奉仕員を養成するための研修を行いま す。 【区と社会福祉協議会による共催事業】	同	同
5-6-3		○	3 地域の支え合い体制づく り推進事業 （地域福祉保健計画進行管理 対象事業）	地域交流の場である「ふれあいいきいきサロン」へ の支援を通して、高齢者、障害者、子育て世代等が、 おしゃべり等により地域での交流を深めることで、孤 立化を予防し、だれもが安心して楽しく暮らせる住民 同士の支え合いの仕組みづくりに取り組みます。 また、地域住民が自主的に地域の課題解決を図る活 動に寄与するため、不足するインフォーマルな資源の 開発に取り組む事業（サロンぷらす事業）に対して、 立上げ及び事業運営に必要となる補助を行い、活動を 支援します。 【社会福祉協議会実施事業】	同	同
5-6-4		○	4 ファミリー・サポート・ センター事業 （子育て支援計画進行管理対 象事業）	子育ての援助を受けたい区民と援助を行いたい区民 が会員となり、地域の中で互いに助け合いながら子育 てする相互援助活動を行います。	同	同

次期障害者・児計画（令和9年度～11年度）体系・事業（案）

- ・成果目標：第8期障害福祉計画又は第4期障害児福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、成果目標（必要な障害福祉サービス等の提供体制に係る目標）に関する事業
- ・進行管理：計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業予定です（他の分野別計画で進行管理の対象とする事業を含む。）。

No.	成果 目標	進行 管理	計画事業名	事業概要	計画事業名（現行）	事業概要（現行）
5-6-5			5 民生委員・児童委員による相談援助活動	民生委員・児童委員は、地域住民の介護の悩みや子育ての不安、障害者の生活上の困りごと、経済的困窮など福祉に関する様々な相談に応じ、支援を必要とする方と行政機関を繋げるパイプ役を担います。 また、高齢者の孤立を防ぐ居場所づくりや、子育てサロンの運営及び乳幼児健診への協力などの予防的福祉活動を行っています。敬老金の配布、緊急連絡カード調査などの区の事業への協力、災害対策への参加など様々な活動をしています。区は民生委員・児童委員への支援や連携を通じて、地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方への相談及び援助活動を行います。	同	同
5-6-6			6 話し合い員による訪問活動	地域のひとり暮らし高齢者等の孤独感や不安感を和らげるため、話し合い員が定期的に対象者の自宅を訪問し、話し相手となるほか、生活や身の上の相談に応じ、区と連携して必要なサービスや支援につなげます。 また、民生委員・児童委員、高齢者あんしん相談センター等と連携した見守り活動を行います。	同	同
5-6-7		○	7 自発的活動支援事業	障害者等が自立した生活を営むことができるよう、障害者が互いに助け合うピアサポートや災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など、障害者やその家族、地域住民等による区民の自発的な活動を支援する。	同	同
5-6-8			8 地域活動情報サイト	NPO法人・ボランティア団体、町会・自治会及び企業等による地域貢献活動などの情報を発信し、地域活動への参加促進を図ります。	同	同

次期障害者・児計画（令和9年度～11年度）体系・事業（案）
・成果目標：第8期障害福祉計画又は第4期障害児福祉計画（令和9年度～令和11年度）において、成果目標（必要な障害福祉サービス等の提供体制に係る目標）に関する事業
・進行管理：計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業予定です（他の分野別計画で進行管理の対象とする事業を含む。）。

No.	成果 目標	進行 管理	計画事業名	事業概要	計画事業名（現行）	事業概要（現行）
5-6-9		○	9 いきいきサポート事業の 推進 （地域福祉保健計画進行管理 対象事業）	区民の参加と協力を得て、日常生活で手助けを必要とする方に対して、家事援助を中心とした有償在宅福祉サービスを提供し、だれもが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう支援します。 【社会福祉協議会実施事業】	同	同
5-6-10		○	10 参加支援事業 （地域福祉保健計画進行管理 対象事業）	本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出せるよう、地域の社会資源等とのマッチングや開拓を行い、社会とのつながり作りに向けた支援を行います。	新設	
5-6-11		○	11 地域づくり事業 （地域福祉保健計画進行管理 対象事業）	介護、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行います。	新設	